

事業民生常任委員会

平成18年12月7日(木)

事業民生常任委員会

日 時 平成18年12月7日(木)午前10時00分開会 - 午後3時08分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、反保副委員長、奥野、中原、和田(勝)、田島
和田(博)議長

欠席委員 鳥谷部

傍聴議員 竹内、谷本、辻下

出席理事者 石田町長、平助役、白井住民部長、岡本住民部副理事兼住民生活課長、
吉田住民部税務課長、谷下住民部保険年金課長、萬谷住民部住民生活課課長代理、
芦田福祉部長、古谷福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、
大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、松永事業部長、
藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、梶本事業部地域振興課長、
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、鶴岡事業部事業課参事、
伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、末原上下水道部長、
古橋上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長、奥野深日保育所長、

欠席理事者 なし

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さんおはようございます。

本日はご多忙のところ、委員会に出席いただき、ありがとうございます。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力お願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、欠席委員は1名、鳥谷部委員が体調不良のため欠席です。理事者におきましては、全員出席です。

定足数に達しておりますので、これより事業民生委員会を開催いたします。

なお、いつものことですが、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、ご協力お願いいたします。

過日、本会議におきまして、事業民生委員会に付託を受けました議案10件についての審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございますか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、委員の質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いします。

それでは、まず、議案第107号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

吉田住民部税務課長 歳入について、町民税、個人の現年課税分ですが、補正予算額は2,734万6,000円です。これは町民税個人所得割について、当初予算に比べ増額が図れる見込みとなったものでございます。

大山福祉部子育て支援課長 府支出金、民生費府補助金としまして、102万円の増額をお願いするものでございます。102万円のうち、ひとり親家庭医療費公費負担助成事業補助金44万9,000円は、ひとり親医療助成費に係る補助額の2分の1が大阪府からの補助金となっております。

古谷福祉部地域福祉課長 続きまして、重度障害者(児)医療費公費負担助成事業補助金57万1,000円でございますが、これは身障医療費の助成に充当するものでございまして、大阪

府の補助金を歳入するものです。補助率は2分の1となっております。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 繰入金、特別会計繰入金、深日財産区特別会計繰入金15万8,000円、これにつきましては深日墓地内の新たにごみ置き場の設置工事費として充当するものでございます。

梶本事業部地域振興課長 2ページをご参照ください。

諸収入、雑入の泉州地域振興基金としまして、補正予算額の増減はありませんが、18年度海釣り公園整備事業の確定に伴いまして、2,958万円を一般財源から特定財源に財源更正を行うものでございます。

次に、雑入の宝くじ助成金としまして、助成額の増額が可能となりましたので、500万円の増額補正をお願いするものでございます。内容は、海釣り公園整備事業の栈橋改修工事の財源に充てるものでございます。財源内訳としまして、一般財源から特定財源に財源更正をお願いするものでございます。財源更正につきましては、6月補正で一般財源へ財源更正を行ったところですが、府の助成担当課と協議の結果、特定財源として扱うことになり、再度、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、町債の行政改革推進債としまして、700万円の減額補正をお願いするものでございます。海釣り公園整備事業につきましては、当初、町の予算編成の方針の中で、行政改革推進債の対象事業としておりましたが、泉州地域振興基金の活用により、海釣り公園整備事業には行政改革推進債を充当しないこととなりましたので、減額補正をお願いするものでございます。

以上、歳入といたしまして、当委員会付託分としまして、合計2,652万4,000円の補正をお願いするものでございます。

川端委員長 歳出も続けてお願いします。

谷下住民部保険年金課長 3ページをごらんください。

歳出、民生費、社会福祉費334万8,000円の減額補正するもので、補正理由としましては、国保特別会計の人件費の減額補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 老人福祉費、介護保険特別会計繰出金234万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。補正理由としまして、介護保険特別会計の人件費の減額補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

谷下住民部保険年金課長 老人医療助成費、後期高齢者医療広域連合事業費86万7,000円を

増額補正するもので、補正理由としましては、平成18年度の大阪府後期高齢者医療広域連合事務費の町負担分でございます。

古谷福祉部地域福祉課長 身障医療助成費114万4,000円を増額補正するものでございまして、先ほど、歳入でありました大阪府の補助金を2分の1、歳入見込んでおります。補正の理由でございますが、対象者が増加したということが主な要因でございます。

大山福祉部子育て支援課長 ひとり親医療助成費90万1,000円を増額補正をお願いするものでございます。その内訳としまして、審査支払手数料の5万円、ひとり親医療費の85万1,000円となっております。増額補正をお願いする理由としまして、対象者が増加したことが主な要因となっております。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 衛生費、次のページ、4ページをお願いいたします。

墓地改修費15万8,000円、これにつきましては、歳入で説明しましたように、深日墓地内に新たにごみ置き場を設置するものでございます。

続きまして、清掃費、分別収集事業費ということで、22万円を今回お願いするものでございます。内容としまして、ごみ分別ポスター印刷費20万円、ごみ分別ポスターの配布費として2万円を計上させていただいております。今回、ごみの分別、特に資源化ということを図るために、新たにポスターを配布したいとし、住民に周知を行いたいと考えておりますので、これを計上させてもらったものでございます。

木下上下水道部下水道課長 続きまして、農林水産業費、林業水産業費の漁業集落排水事業特別会計繰出金としまして、12万2,000円を増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、漁業集落排水事業特別会計の人件費の増額に伴うものでございます。

梶本事業部地域振興課長 続きまして、林業水産業振興費の林業振興費としまして、126万6,000円を増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、林道の路肩の崩壊や、のり面が風雨のために土砂や岩が崩落している箇所を補修するもので、工事としまして、3路線を計上させていただいております。

まず、奥山線路肩修繕工事としまして81万7,000円、工事地区は上孝子地区で、施工箇所は林道の起点から約100メートルの地点で、工事延長としまして20メートル、高さ1.5メートルにわたりのり面が崩壊しており、通行に支障をきたしておりますので、ブロック擁壁等で復旧するものでございます。

次に、孝子犬飼谷線のり面修繕工事としまして10万円、工事地区は下孝子地区で、施工箇所は林道の起点である国道から200メートルの地点で、延長としまして10メー

ル、高さ2.5メートルにわたり、のり面の風化が激しく、通行に危険な状態であるため、不安定な岩を撤去し、のり面を整形するものでございます。

次に、ガンギ谷線崩落土砂撤去工事としまして34万9,000円、工事地区は淡輪13区付近で、林道起点であります町道畑線から約300メートルの地点で、延長15メートル、高さ5メートルにわたりまして、のり面の土砂が崩落し、林道を一部ふさいでおりますので、土砂を撤去し、のり面の整形を行うものでございます。

続きまして、商工費の観光費、(仮称)海釣り公園整備事業としまして、3,458万円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は、地方債について、歳入で説明いたしました泉州地域振興基金を充当することにより、地方債から特定財源に700万円の財源更正を行うものでございます。その他特定財源としまして1億3,458万円の増額と、一般財源としまして9,300万円の減額をお願いするものでございます。

事業内容につきましては、設計業務委託料として、地域交流センター設計業務の入札により金額が確定しましたので、380万円の減額をお願いするものでございます。

次に、用地買収業務委託料として、大阪府土地開発公社と委託契約を締結しておりました業務委託料が、用地買収費の完了に伴い業務委託料が確定しましたので、156万6,000円減額をお願いするものでございます。

次に、地域交流センター整備工事費としまして、2,130万円を計上いたしております。地域交流センターにつきましては、19年度に施工する計画でしたが、関係機関との協議により、19年度中に海釣り公園をオープンするために、18年度、2,130万円、19年度、4,870万円の2カ年の工事としまして、債務負担行為の設定をしまして、施工をするものでございます。

次に、栈橋改造工事としまして500万円を計上しております。道路管理者の岸和田土木事務所と泉南警察署との占用協議の中で、歩道橋としては安全施設が基準を満たしていないという指摘がございましたので、転落防止さくの設置とデッキ部分の整備等あわせて工事を実施するものでございます。

魚礁設置工事について1,550万円を計上いたしております。海釣り公園のつり栈橋の左右に設置する魚礁につきましては、19年度に設置する計画でしたが、魚礁を設置してから魚が根づくまで時間を要することから、オープンの時期を考慮しまして、計画を前倒しし、18年度に魚礁を設置するものでございます。

次に、用地買収費としまして、海釣り公園の用地買収費が確定しましたので、185万

4,000円の減額をお願いするものでございます。

家永事業部事業課長 続きまして、8.土木費の外灯経費につきまして、92万5,000円の修繕料の増額補正をお願いするものです。防犯灯などの外灯につきましては、地域の防犯及び安全な通行などを確保するため、適正に維持管理を行っていく必要がございますが、予算額に不足が生じることが見込まれるため、今回補正をお願いするものです。

木下上下水道部下水道課長 続きまして、都市計画費、都市計画総務費の下水道事業特別会計繰出金としまして、1,478万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計の人件費等の減額に伴うものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、合計1,970万6,000円の補正をお願いするものでございます。

梶本事業部地域振興課長 続きまして、債務負担行為の追加補正でございます。事項としまして、地域交流センター整備事業、期間は平成19年度、限度額について4,870万円を追加するものでございます。

家永事業部事業課長 続きまして、特定交通安全施設等整備事業としまして、平成19年度に2,500万円の債務負担行為の補正をお願いするものです。この事業は、大阪府が行う道の駅の整備のことですが、その事業のうち、合併処理浄化槽の整備を今回大阪府からの受託事業として実施するものでございます。理由としましては、地域交流センターの汚水処理は、大阪府が道の駅に設置する合併処理浄化槽を共用する予定としており、地域交流センターの建設にあわせて浄化槽を設置する必要が生じたため、今回、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上です。

梶本事業部地域振興課長 続きまして、地方債の補正でございます。起債の目的としまして、行政改革推進債、限度額としまして、補正前1,400万円を、補正後700万円に変更するものでございます。内容としましては、歳入でご説明しましたように、泉州地域振興基金を活用することにより変更するものでございます。

以上です。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

1ページの深日財産区特別会計繰入金のところですけども、深日墓地内のごみ置き場

を新たに設置というふうに、今お聞きしたんですけれども、新たに設置しなければならない理由がもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから、3ページの身障医療助成費のところですけども、これは対象者が増加したということで、増加の率、どの程度なのかということをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

川端委員長 中原委員、2点ですか。

中原委員 はい。

川端委員長 ただいまの中原委員の質問に対して、お願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 現在、深日墓地においては、2カ所のごみ置き場がありますが、新たにというのは、進入路としまして、西側、ヤクルト側から入りまして、国道からヤクルトのところを通りまして、行ったところの通路のところにごみ置き場が今までなかったため、啓発ポスター等も設置しておりましたが、やはり空き地、町有地の墓地内の端のところにほかしていく人が多く、それを住民の方々、近所の方々がボランティアで片づけ等もしてくれてたんですけれども、それがふえてきまして、そこに新しく設けたいということで、新たにという言葉で説明させていただきました。

以上です。

古谷福祉部地域福祉課長 身障医療費の助成の対象者の増加の件でございますが、当初156名でございましたが、現在、163名までふえておりまして、このふえる傾向を踏まえまして、補正のお願いしているところでございます。

中原委員 新たなごみ置き場の設置に関しては、住民生活にとっても大事なことで、必要なことかなと思います。

もう1点の身障医療費なんですけれども、これは増加傾向ですね、これはこの数年とか、どういった感じが、ずっと右上がりな感じでふえていっているのか、一時的なものであるのか、ちょっとそのあたりお聞かせいただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 ここ数年というようなスパンで、まだ詳細な分析はしておりませんが、町内の高齢化の傾向とか、そういうことを踏まえますと、若干増加傾向にあるなというような印象を持っております。

中原委員 増加傾向ということで、必要な手だてでもありますので、引き続いて支援を強めていただきたいと思います。要望にとどめます。

川端委員長 よろしいですか。

奥野委員 1点お聞きします。5ページの魚礁設置工事1,550万ですけれども、空対委員会で説明はしていただいていたかと思うんですけれども、再度どういうものを何カ所ぐらい設置するのか、説明をお願いいたします。

川端委員長 はい、答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 魚礁の内容につきましては、釣り桟橋の左右に、幅5メートル、高さ2.5メートル、延長としまして40メートルのものを計8カ所、釣り桟橋の左右に設置する。体積としまして、2,000立方メートルの投石をするという内容になっております。以上です。

奥野委員 今、8カ所に設置して、投石もするというお答えだったと思うんですけれども、それ参考に、その魚礁を入れることによって、どれぐらいの、すぐには魚はすみつかないでしょうけれども、どれぐらいで魚礁として魚がすみつくというデータの的なものがあれば、参考に教えていただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 成果につきましては、地元の漁協の方から、約半年ぐらいあれば、そういう成果があらわれるというふうに聞き及んでおります。以上です。

奥野委員 その魚礁が一番、これからのお客さんが来てくれる大事なところだと思いますので、半年で魚がすみつく、もっと長時間かかるのかなと思ったんですけれども、それぐらいで魚がすみつくというようなデータがあるとなれば、ちょっと安心しましたけれども、そこらあたり、これからもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

他の委員の皆さん、何かございませんか。

田島委員 歳入の部分でちょっと聞きたかったんやけど、梶本さんが説明してくれたんで、なぜかという、財源更正の部分について、この財源更正された金額について、どこ行ったのかということで、行き先がわかりましたので、そしたら歳出の方で聞きたいと思います。

先ほど、宝くじにしても、泉州地域振興にしても、当然、これは補助金としたら、海釣り公園整備事業にいただいた分だと思いますので、財源更正の行き先についてはとやかく言いません。ただ、この部分についても、先ほど、家永さんが説明してくれた、交通安全の

整備事業の補正ですね、どうも補正、補正がちょっと多過ぎると思うんですわな、この事業に対して、全般的に言えばね。当然、こういう大きな事業をするに当たって、やはり当初予算なり、いろんな部分でせんと、大体、当初予算が中心であって、何かこう聞いたら、補正が当初予算みたいな感じになってくる嫌いがあるので、なぜこの補正ばかりにせないかんのかなということで、今の魚礁にしても、前倒しというけども、本来、釣り公園しようと思ったら、基本的に魚礁も入れて、当初予算で組んどかないかんですわな、事業費というのは。ということで、この500万というのは、特別委員会で松永部長が説明したと思うんですわ。ただ、この委員の中で特別委員会に入っていない方、わからないと思うんで、部長、この500万の行き先について、特別委員会に入っていない方、委員さんおったら悪いので、ちょっと説明してほしいんです。

川端委員長 答弁をお願いします。

松永事業部長 500万円の用途につきましては、先ほど梶本もご説明させていただきましたが、道の駅をつくる部分から栈橋までに行く府道部分を高架で渡っている部分につきましては、大阪府の岸和田土木事務所並びに泉南警察署と占用協議が必要になりまして、今までは仮設でございましたが、これからは本設の渡り通路というような形になりますので、歩道橋と同じ基準の転落防止さくを設けなさいという指導がございまして、500万円をその財源に充てるものでございます。

田島委員 9月か6月の本会議で栈橋の改造工事について、可決したんですわね。当然、こういうことが、歩道橋ということ、以前からわかってるんやから、何でそのときの工事費に入れてなかったんですか。今さら、わかったんでという、そういうことでは、おたくら、やっぱり技術家がおるんやから、当然わかっていることなんですわな。人が通る橋いうたら、当然、安全面から見たら、国道的な、そういう歩道橋みたいな強固にせなあかんの、今の時点で網になったからいうて、やりますと。しかし、町単費でしません。それはわかってる。しかし、宝くじの助成金にしても、泉州地域振興基金にしても、これみんな税金ですわ。ただ、岬町の単費の金と違うだけのことあって、みんなの税金ですよ、これ。そやから、もらうから補正組むんやなしに、岬町の金でのうても、大阪府の金でも、国の金でも、みんな国民が納めた税金ですな。ただ、色ついてるだけのことであって、当然、これは当時からそういう計画に入れておかなおかんやつですな。本当に大きな、僕から言うたら、ミスを犯してますわ。

そういうことで、もうちょっと助成金の使い方を、そして、こんな大きな事業をするん

でしたら、もう少し計画の時点で入れておかないかと思うんですわな、人通るんですから。棧橋まで行く通路でしょう、府道をまたいでいる。もっとやっぱり担当専門家は、もう少し真剣にやってもらわんと、幾ら大阪府からもうた金やからいうて、それはいかんと思いますな。

道の駅の債務負担行為の補正ですね、追加、これも道の駅するんやったら、当然、合併浄化槽の設置が必要と思ったわけですね。新たに必要となったので、この件について、当時、計算入れてなかったんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 道の駅の整備につきましては大阪府の方が事業をいたしますが、当初は平成19年度からの開始ということで予定をしておりました。しかし、地域交流センターの建設計画が、供用開始等を含めまして、前倒しになったために、その地域センターの部分の汚水を処理するためにどうしても必要になってきますので、この合併処理浄化槽につきましては、前倒しという形で工事を図るものでございます。

以上です。

田島委員 最後に、これは当然、走った汽車やからとめるわけにいかないので、ただ1つ、委員会の委員として、事前にわかっとたら予算組んでほしいわけですね。余りにも補正、補正が多過ぎますので、こういうことは事前に本予算で組んどいていただきたいと、この点について、僕は委員として指摘しておきます。補正、補正ばかりやからね、やっぱり最初から補正行かないな思て疑われても仕方ないわけですね。やっぱりはっきりやるべき時期にはやっていただいて、本当に慎重な設計、そして事業化、そういうものにしていただきたいと思いますので、この場をかりて、この部分について指摘しておきます。結構です。

川端委員長 答弁はよろしいですか。

田島委員 答弁は結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん。

反保副委員長 3ページのひとり親医療助成金の件でお聞きします。

対象者の増加ということで補正になっておりますが、まず、何人ぐらいふえているのかということと、それから、申し込み基準と、ひとり親の認定基準というんでしょうか、それをちょっとお聞きしたいのと、女性も男性も同じような対象になっているのかという3点をお聞きしたいと思います。

大山福祉部子育て支援課長 対象者の増加としまして、342人から358人、16人増加しまし

た。

基準なんですけども、所得制限がございます。それと、男、女、扶養者関係なしに認定されております。

簡単ですけど、よろしいですか。

反保副委員長 所得制限というのは、大体というより幾ら。

大山福祉部子育て支援課長 扶養者1名に対しまして230万円未満という所得です。1人扶養者が増すことに38万円となっております。以内となっております。

反保副委員長 ありがとうございます。

川端委員長 済みません。そしたら、私の方から1点お願いします。

1ページの町民税個人所得割で増額約2,700万、本当にこうして増額になるということはいいことなんですけど、もう少し詳しく、この要因についてちょっと教えていただきたいと思います。

吉田住民部税務課長 町民税所得割につきましては、納税者の所得は、毎年増減が考えられ、歳入の見積もりをすることが難しい税目であります。18年度の当初の予算におきまして、定率減税の縮減及び老年者の非課税措置の廃止、これに伴う経過措置についても考慮して予算を見積もりましたが、新たに課税対象となる税額の見積もりも難しく、現時点で町民税、個人所得割を調整したところ、当初予算に比べ2,734万6,000円の増額が図られる見込みとなったものでございます。

川端委員長 先ほども田島委員からも、できるだけきちっと当初予算で、できるだけこうした補正ないようにということをお田島委員からも指摘ありましたように、できるだけ緻密にと言うたらいいなかな、なるように、また今後は気をつけていただきたいということと、あと、来年度には税源移譲の関係で、所得税と住民税の配分率が変わってくると思うんです。そうですね。そうしたときに、所得税についてやったら、1月から、いつもよりか、皆さん、所得税、サラリーマンだったら引かれる額が少ない。今度、個人住民税は6月からというので、今度6月からまた払う分がふえてくる。そうなったときに、それぞれ個人においては、トータル的には同じようなものであっても、引かれているときはそう感じなかったも、今度払うときにふえたら、すごく感覚的に増税感があると思うんです。また、そうしたときに、どないなってるんや、また増税違うんかというて、そういった苦情が殺到するんちがうんかなという危惧があるんですけども、その辺のそういうことがないような周知というんかな、その辺についてはどんな対策を立てていますか。

吉田住民部税務課長 今年度の税制改正におきまして、定率減税の縮減、老年者の非課税措置の廃止、それに伴う経過措置があり、また、19年度におきましては、定率減税がなくなるという点、それと老年者の非課税措置の廃止に伴う経過措置があり、納税者としては増額になるという方向に働いています。

それに税源移譲が加わります。所得税と住民税、両方合わせると、基本的に税額は変わりませんが、18年度から引き続いています税制改正の分も加わり、住民から見ると、税源移譲によって増税になっているのではないかとの誤解の可能性もあるかと思えます。今年の税制改正を踏まえまして、来年度の税源移譲は、国の作成したポスターを公民館、健康ふれあいセンター、各駅、銀行等、お願いして掲示する予定にしております。

また1月には資料を各戸配布し、それとあわせて、関係施設にリーフレットを据え置いて見ていただけるようにする。また、できたら岬だより等にも掲載してまいりたいと考えており、できる限り周知を図るように努めていきたいと思っております。

以上です。

川端委員長 今年度も、今答弁なされてたように、かなり混乱というのかな、それをもって事務作業に支障も来したのかなというふうにちょっと思ってます。私らの方にも問い合わせがたくさんありましたのでね。だから、そういう混乱がないように、できるだけまたいろいろ考えて、周知徹底の方、よろしく願います。これは要望としておきます。

皆さん、ご質問はないようですので、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。

川端委員長 どうぞ。

中原委員 反対討論いたします。

いろいろ説明の段階から、今回は非常に丁寧でよくわかったんですけども、内容についても、緊急を要するものであるとか、路肩の崩壊の補修とか、そんなんも含めて、住民の皆さんの生活の安全とか支援ということで、大事な中身が含まれておると感じているんですけども、1つは、田島委員の指摘された海釣り公園の事業に関する補正で、計画のずさんさを感じるという点が1つと、それから、後期高齢者医療の広域連合の事業費について、負担金が盛り込まれているということで反対いたしますが、この後期高齢者の医療制度につきましては、後ほどまた条例がありますので、質疑はこの場ではそぐわないと思

いましたので質疑はしませんでした。大きくは後期高齢者、医療制度に関することについて、それを問題だと感じておりますので、反対といたします。

川端委員長 他の皆さん、次は賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないですね。そしたら、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第107号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第107号のうち、事業民生委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第109号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

谷下住民部保険年金課長 平成18年度国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件について、説明させていただきます。6ページから7ページをごらんください。

歳入、府支出金、財政調整交付金66万1,000円を増額補正するもので、補正理由としましては、特定健診事業等に係る実施計画の基礎となる疾病分類の委託経費に充てるもので、府補助金の対象となり、府特別調整交付金として補正するものでございます。

続いて、繰入金、一般会計繰入金334万8,000円の減額補正するもので、補正理由としましては、人事異動及び給与構造改革等に伴う人事費に係る補正でございます。

続きまして、歳出、総務費、一般管理費334万8,000円の減額で、これは先ほど歳入の方で説明させていただきました人件費の減額補正でございます。内訳としまして、給料128万8,000円、職員手当等169万3,000円、共済費36万7,000円となっております。

続きまして、保健事業費、保健衛生普及費66万1,000円を増額するもので、補正理由としましては、今般の医療制度改革関連法によりまして、今後も医療費適正化のため、都道府県におきましては、平成20年度を初年度とする5カ年の医療費適正化計画を作成し、また各自治体に対しては、40歳以上の被保険者等を対象とする生活習慣病等の予防

に着目した健診及び保健指導の実施が義務づけられました。よって、平成19年度中に、特定健診・診査等実施計画を作成することが求められたので、この計画策定に当たり、本町の医療費の特色を反映した内容とするため、国保レセプト等から疾病状況などの現状分析を行うため、委託料として補正するもので、この財源につきましては、この特別調整交付金を充当するものでございます。

以上でございます。

川端委員長 委員の皆さん、ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

和田(勝)委員 7ページの人件費の減額というんか、人件費の給料の減額と言ってますが、これ、一応国からと思うんですけど、一応これ何名で330万もなるんか、その点ちょっと聞かせてもらいたい、何名。

川端委員長 済みません。ちょっと詳しく、こここのところの減額について説明をお願いします。

白井住民部長 国民健康保険会計で人件費を支出しております職員数については、6名でございます。6人が国保会計の方で、人件費を支出しております。

以上です。

川端委員長 6名なんですけどもね、今回の減額の内容なんです。

白井住民部長 もう少し、その辺について詳しくご説明申し上げます。

まず、人件費につきましては、毎年1月1日現在に在職している職員で当初予算を編成するわけなんですけども、4月1日で人事異動ございますので、国保会計で支出する職員が人事異動によって、例えば給料が高い人から低い人へ変わった場合については、当然、プラスの補正をやらなければあきませんし、また反対のこともあります。それと、あと給与構造改革といいまして、今回、給料の見直しを抜本的に行っております。それに係ります諸手当の増減がございます。それらの経費でございますして、合わせますと334万8,000円となる内容でございます。

以上でございます。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆さん。

中原委員 先ほどの説明の中で、医療費適正化計画という言葉が出てきておりましたが、その中身について、少し説明をお願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 今までは、健診後の事後措置の形で健診に付随する指導を行ってきたん

ですけれども、今般の医療制度改革等に伴いまして、保健師らが保健指導を必要とする人を抽出するため健診を行うと。今までやってもらわなくてもよいような健康指導であったものが、これからは必要な人に必ず行うというような考え方、また新たな健診、健康指導では保健指導の結果がデータとしてより明確に出てくるような成果を求め、また結果のさせる保健指導を行っていくという内容でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 結構です。

川端委員長 他に、委員の皆さん、質疑、意見。

田島委員 歳出の部分で、7ページの部分で、最後の特別対策事業の中で分類、委託料ですね、これについて、ちょっと説明だけお願いしたいんですけども。現在までの、今までそういう分類もされておったと思うんですけども、特別に分析しなければならないという理由の説明、まずしてほしいのと、そして、分析する科目数というんですかな、その部分と、そして今回の事業化の目的は何かという、この3点、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。

川端委員長 答弁お願いします。

谷下住民部保険年金課長 まず、先ほど申し上げましたように、保健指導を必要とする人をまず抽出するという内容でございます。それと、内容、中身につきましては、先ほども申し上げましたように、生活習慣病、これにつきましては、例えば糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満等がございます。それが従来ですと、あくまでも国保のレセプトで、診療報酬という報酬と、その中身についてのレセプト点検は行っておったんですけども、これからは、先ほど申し上げた生活習慣病を重点的に取り上げた疾病の分類ということで、今回上げさせております。

それと、今回、一応計画として上げております内容につきましては、特定の3カ月を選びまして、その間のレセプト、特定の3カ月といいますのは、3月、6月、9月を選びまして、レセプトの点検を行います。その中におきましては、先ほど申し上げました生活習慣病を対象としております。

年齢的な分類としましては、例えば20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70から75歳までということでございます。

以上が疾病分類の内容でございます。

川端委員長 あと、目的はいいですか。

谷下住民部保険年金課長 従来ですと、保健健診、事後の指導の形で健診に付随した指導しか行っ

てこなかったということですが、今般、医療制度改革に伴いまして、保健師らが保健指導をする、要するに指導を必要とする人たちを抽出して健診を行っていくと、より効果の出る指導、健診内容となっております。

川端委員長 あと、部長、またフォロー。

白井住民部長 済みません。ちょっと私の方から、補足の説明させていただきたいと思います。

今回、20年度から、特定健診とか訪問指導を行う必要があるわけなんですけども、国保の加入者だけでも8,000人、そのうちの40歳以上が対象になるわけなんですけども、それを義務づけられるといいましても、なかなか全員を対象にしづらいという問題がありますので、いかに効率的にその事業を行うかということが求められております。

そして、この事業を行った後、また成果も求められておりまして、今まででしたら健診だけやって、補助金いただいたわけなんですけども、補助金いただいて、そして、例えば生活習慣病が改善されたという成果をもとにして、初めて補助金の額が算定される。低い場合については1割以上削減されると、そのような改正されておりますので、できるだけ効果のある事業を実施したいと。それには、岬町の医療の特色をまず分析する必要があるんじゃないかということで、今回、生活習慣病のうち、血圧、血糖値、いろんな問題ありますので、それらのところを岬町ではどの辺のところが一番特色あるのかということは分析したいと、そういう目的で行うものでございます。

以上です。

田島委員 今の説明で、事業化の目的が完全にわかりましたので、結構です。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 結構です。

川端委員長 ほかに、委員の皆さん、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第109号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第 109 号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第 110 号「平成 18 年度岬町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 次) の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

木下上下水道部下水道課長 平成 18 年度下水道事業特別会計補正予算 (第 1 次) の件について、ご説明いたします。委員会資料の 8 ページから 9 ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、繰入金の一般会計繰入金としまして、1,478 万 2,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほど一般会計補正予算でご説明しましたように、人件費等の減額に伴うものでございます。

続きまして、基金繰入金の下水道基金繰入金としまして、7 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては流域下水道事業負担金の変更によるもので、悪臭防止法に基づく規制方法が変更されたことに伴い、南部処理場において脱臭設備の整備が必要となったものでございます。

続きまして、町債の下水道債としまして、260 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほどの下水道基金繰入金と同様に、流域下水道事業負担金の変更によるものでございます。

続きまして、9 ページをごらんください。

歳出でございますが、総務費の一般管理費としまして、1,115 万 9,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動に伴う 1 名減及び給与構造改革等に伴う人件費の減額によるものでございます。

続きまして、事業費の流域下水道事業費としまして、261 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては歳入でご説明しましたように、流域下水道事業負担金の変更によるもので、悪臭防止法に基づく規制方法が変更されたことに伴い、南部処理場において脱臭設備の整備が必要となったものでございます。

続きまして、公共下水道事業費の公共下水道事業費人件費としまして、356 万 1,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動及び給与構造改革等に伴う人件費の減額によるものでございます。

続きまして、地方債の補正でございます。起債の限度額につきましては、補正前の 2 億 5,670 万円を補正により 2 億 5,930 万円に変更をお願いするものでございます。これ

につきましては、先ほど説明しました流域下水道事業負担金の変更によるものでございます。

以上でございます。

川端委員長 それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

奥野委員 ちょっと参考にひとつ教えてもらいたいことが1点あります。9ページの先ほど流域下水道事業費の261万4,000円の負担金ということで、これは内容的には、脱臭設備の負担金という説明でありましたけれども、あそこは南部はどうなんですかね。流域の設備で、脱臭という、今回、においのことが聞きたいんですけど、装置がどれぐらいの全体の工事のものなのか。それと、装置をつけることによって、脱臭の効果というのがどれぐらい図られるものなのか、参考に教えてください。

川端委員長 答弁をお願いします。

木下上下水道部下水道課長 この設備につきましては、基本的に、先ほどお話しさせていただきましたように、悪臭防止法の規制方法が変更された。どのように変更されたかと申しますと、従来、アンモニア等悪臭になる物質22種類ほどあるんですが、物質濃度規制で行われていたんですが、昨今、そういう濃度ではなくて、人の臭気を用いた臭気指数規制という法に変更されたことに伴って、今まで物質濃度よりもちょっときつい規制と申しますか、状況になりまして、現在も南部の方では物質濃度規制に対応する整備はできていたんですが、改正に伴って、厳しくなったので、追加して設備を行うという形になっております。

種類としましては、汚泥処理系の脱臭関係とか、あと、水処理系の脱臭設備を追加してやっていくという形を聞いております。効果につきましては、その規制基準をクリアする形でいけるというふうに、流域の事務所の方から説明は聞いております。

全体金額としましては、本年度事業としまして約1億円、その中で、本年度、18年度としては9,000万円、19年度に1,000万円ほどというふうに聞いております。

以上でございます。

奥野委員 今回、脱臭防止法で法規制がきつくなったということで、臭気規制は、かなり全国でこれきつくなったという意味であるかと思えますけど、特に大阪が基準よりも高い規制がかかっているというふうにも聞いたようにも思うんですけども、そこらあたりはどうなんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

末原上下水道部長 この悪臭に係る規制法の変更と申しますのは、本年の6月1日に、泉佐野、泉

南市、阪南市、田尻町、岬町という区域が追加されたわけです。といいますのは、今までが単独の物質の濃度でにおいというのも判断してたんですけども、それだけでは複合したにおいに対応しにくいので、それプラス、人が感知すると。それを臭気判定士という特別な訓練を受けた人がおります。その人が判断します。従前から大阪市とかは、そういう区域としてはかかっておりました。この6月1日に、処理場の区域、泉南市にありますので、これが対象区域になったということで、追加の工事が必要となったわけです。

以上です。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 はい。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田（博）議長 本会議で出てきた話であります。流域下水道をやる場合に、公共下水道も一緒にやるべきだという意見が出ておりました。その中で、公共下水道の場合は、予算が伴わなくてやれない部分がたくさんあることもあるという話でありましたが、流域下水道をやっても公共下水道の配管を通らなければ、それは運用にはつながらない部分があるんでね、この部分では、やっぱり流域下水道の部分との工事をやっぱり並行してやれるような、流域下水道とも話し合いをして、できるだけそういうふうにしていくべきだろうというふうに、実は議長席におりまして思いました。

今回、この中でもそれが出たらよかったんですが、出なかったんで、私の方から、ちょっと話しておきたいと思えます。そこら、要望というより意見として、この部分では、できるだけ町内の事業については、流域下水道の方にもある程度歩調を合わせていただくという方向をとる方が工事費が安くなる、このように思えますので、そういうふうな話し合いをできるだけしていただきたいなと、このように思います。これは、もしその辺でご意見がございましたら言うていただいたらいいと思えますけども、そのとおりでしたら結構であります。

末原上下水道部長 ちょっと議場の方で説明させていただいたんですが、流域下水道というのは、基本的に、シールド工事という形で、地面の下深くをトンネルのように掘っていき、組み立てていくという工事です。公共下水道というのは、道路の表面から掘って、浅いところで工事をします。実は、畑山線の方で合併施工、大阪府と流域下水道の工事を同時施工した平成9年ごろですね、あったんですよ。これは淡輪中継ポンプ場から国道26号線まで、流域下水道のポンプ圧送した管を道路面に埋設するという工事、圧送管ですね。これにつ

いては、そう深く入れる必要もないので、非常に浅い工事になります。というのは、公共下水道の入れる深さと、よく似た深さになりましたので、これは合併施工ということで、大阪府の流域下水道と町の公共下水道が合併して施工させていただきました。現在、流域下水道の工事は谷川新橋まで終わっております。

今後、町の方が要望しておりますのは、楠木まで入れるという要望はしておるんですけども、この工法についてはまだ協議の余地は残っていると思うんですが、これもちょっと位置からいいますと、向こうが推進でいってしまえば、また別途の工事になるんじゃないかと。調整はしておるんですが、工事がラップしていかないということになりますので、調整はしておるんですが、今後はないと思うんです。

済みません。深さについては、川の下を越してる場合は、河床から6メートルぐらい下ですんで、例えば昭南橋のそこやったら、13メートル程度ありましたので、それと開削工法については、大体3メートル程度まででおさまっております。だから、非常に離れたところでやっているということでご理解願いたいと思います。

以上です。

和田（博）議長 シールド工法と開削というのかな、との工事の違いもよくわかっております。ただ、シールド工法の場合も、マンホールの地点がありまして、工事箇所というのがありますから、一緒にやれる部分について、やっていただきたい。特に今回、楠木に引く場合でしたら、川の下を通るということについては、これは両方とも川の下通るんで、ただ6メートルと3メートルですか、この違いもあるようでありますけれども、実質の単価が、工事費が安くなるような、そういうことも検討していただいてやっていただいたらいいんじゃないかと、このように思います。

以上、これ、本会議で出ておりましたので、意見だけをつけ加えておきたいと、このように思います。

以上です。

川端委員長 よろしいですか。そしたら、委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 討論ありませんね。討論ないようですので、採決に移ります。

お諮りいたします。議案第110号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第 110 号は、本委員会において可決されました。
お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開予定は、11時20分再開の予定
です。よろしく申し上げます。

(午前 11 時 10 分 休憩)

(午前 11 時 20 分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、議案第 111 号「平成 18 年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 次) の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

木下上下水道部下水道課長 平成 18 年度漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 次) の件につ
いて、ご説明いたします。委員会資料の 10 ページから 11 ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、繰入金の一般会計繰入金としまして、12 万 2,000 円
の増額補正をお願いするものです。これにつきましては、先ほど一般会計補正予算でご説
明しましたように、人件費の増額に伴うものでございます。

続きまして、11 ページをごらんください。

歳出でございますが、事業費の漁業集落排水施設整備事業費としまして、12 万 2,0
00 円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、給与構造改革等
に伴う人件費の増額によるものでございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第111号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第111号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第112号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成18年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について、ご説明いたします。委員会資料12ページ、13ページをご参照ください。

まず、歳入でございますが、繰入金、一般会計繰入金として234万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。補正理由としまして、人事異動及び給与構造改革等に伴う人件費を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出、歳出の総務費、一般管理費人件費につきましては、歳入の方で説明させていただきました内容の人件費の減額補正でございます。内訳につきましては、給料76万2,000円、職員手当127万6,000円、共済費30万9,000円の減額補正でございます。

以上、平成18年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について、説明させていただきました。

以上です。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 よろしいですか。質疑、意見がないようですので、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 討論ないようですので、続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第112号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第 1 1 2 号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第 1 1 7 号「平成 1 8 年度岬町水道事業会計補正予算(第 2 次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

古橋上下水道部水道課長 平成 1 8 年度水道事業会計補正予算(第 2 次)について、ご説明させていただきます。委員会資料は 1 4 ページとなっております。

当該補正予算の内容といたしましては、人事異動及び給与構造改革等に伴います人件費の調整によるものでございます。

まず、収益的支出でございますが、事業費用、原水及び浄水費としまして、人件費 1 8 万 5 , 0 0 0 円の増額、同じく総係費人件費としまして 7 3 9 万 9 , 0 0 0 円の減額、次に、孝子浄水場費人件費としまして 2 万 1 , 0 0 0 円を減額するものでございます。なお、総係費の減額が大きくなっておりまして、その理由といたしましては、職員数の 1 名の減少に伴うものでございます。

次に、下の表でございますが、資本的支出におきましては、資本的支出、配水管整備事業費人件費としまして 2 0 万 7 , 0 0 0 円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 質疑、意見がないようですので、委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 1 1 7 号「平成 1 8 年度岬町水道事業会計補正予算(第 2 次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第 1 1 7 号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第 1 1 8 号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田(勝)委員 今、本会議で説明したというのに、ちょっと聞いてなかったのかな。聞いてもちょっとわからへんなんだと思うんやけど。指定管理者というのは、どないなるの。普通、幾らかで指定管理してもらおうとかというふうに思うんやけど、これについては何もそんなんはないんかな。指定管理者が幾らで請け負ってくれるとか、幾らでさすとか、この管理者については何も無いということ。

川端委員長 9月議会で、募集要項について説明あったんですけども、できたら、もう一度説明をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 指定管理者制度と申しますと、公の施設を民間の力をかりまして、それに管理運営を任すということでございます。そして、今回の分に関しましては、9月議会で条例改正をさせていただきまして、その後、募集を指定管理者の公募を行い、受付期間としては10月2日から10月20日まで行いまして、現場説明と、各施設、町施設等にも募集を行いまして、今回、指定管理者制度の候補者として、出ている業者が決まりました。それに関しまして、先ほど言いました費用に関しましては、昨年の17年度実績でありました、うちの岬町が直営でした分に関しまして、金額面でいきましたら、732万9,000円の町の税金等を投入して運営しておりましたが、今回、指定管理者の方から出てきました指定管理料ということで、3カ年の指定管理期間ですので、それを平均しましたら、先ほど言いました金額よりも、平均、大体毎年111万1,000円ほど経費が安くなるというような計画が出されております。

それにおいて、それ以上にメリットとしまして、今、待合等の利用とか、いろんなことで有効利用を図ってもらえた時点で、その費用に関しまして、今回、指定管理を協定を結ぶ段階におきまして、向こうから出ております金額を上回った場合、還元するというのも、今回、話をしております。金額面的にはそういうことになります。住民さんにとってのメリットがあり、町の方においての施設管理費、今やりました管理分が、その人に移るといってございませう。

以上です。

和田(勝)委員 まだ、向こうの業者とは金額的にはきちっとまだ契約とかしてないということ

すか。

それと、あっこを管理してもらうことによって、町の利益者というのかな、あれも全部それに入ってなってるもんか、その点も。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 協定書、契約等につきましては、今回の議会の承認を得てからでなければできませんので、承認を求めるということで、この議会に提案させていただいております。

それと同時に、金額面につきましては、3カ年の試算をもって契約したいと考えております。ただし、今言いましたように、それ以上の利益が出た場合には還元する等の予定となっておりますので、それも考えて、次の、これを済みまして、協定書の段階に移らせていただきます。

川端委員長 霊柩車。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 もう1点の霊柩車につきましては、今回の指定管理の段階においては霊柩車を除いております。町において、霊柩車の分に関しましては行うということで、今考えております。

和田（勝）委員 議会を通らんと契約はできない。できないというて、予算がわからへんなんだら、ちょっときちっと幾らでというんか、これはどないなってるの。111万円抜いたらええんやと。減額やというだけの話で、正味の額いっこも出てへん。

川端委員長 はい、答弁。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 予算につきましては、来年度より3カ年で始まりますけども、金額面を細こうに言いますと、来年度予算に反映させるということでやっておりますが、金額でいきましたら、先ほど言いました、平均して、金額が17年度よりも111万1,000円余りの削減ということで、19年度に反映すると思われる金額は、差し引きしましたら657万8,000円となります。20年度、21年度には若干の金額の差が出ております。それは待合等々の利用促進を業者は図るということで、金額が落ちていきます。平均しましたら、先ほど言いました金額の111万1,000円の減少につながると、3カ年ということでございます。

白井住民部長 済みません。ちょっと私の方から補足させていただきたいと思います。

指定管理者制度いいものは、民間会社が今まで行っていた経営能力を生かして町にかわって施設管理を行う制度なんですけども、民間ノウハウは生かしますので、当然、管理

経費が安なる。そしてまた、そのノウハウを生かしたサービスの充実が図られるという形で、制度を導入するわけで、そして今回、公募いたしまして、審査の結果が出まして、指定管理者として指定したいと。それについては議会の議決は必要ですので、それをお願いしていると。それが第1点でございます。

金額の問題につきましては、指定管理者になろうとする者が、町に対しまして、事業計画書を出しております。その中で、民間のノウハウを生かした形での事業計画書を出しておりますので、そのノウハウを生かした削減額といいますのは、今、担当が申し上げたとおり、大体年間110万程度でございます。

その中身については、今後精査いたしまして、最終的には、協定書の中で、事業計画の範囲内で町がお支払いする指定委託料について決定いたしまして、当初予算の方をお願いしたいと考えているところでございます。そして、それは毎年毎年、事業計画書を出していただきまして、そして、その利用料金との差額を指定管理料として予算化する予定でございます。

以上でございます。

和田（勝）委員 行政のやり方がこれでええというんやったらええんですけど、どうも金額がきちっと契約しとかなんだら、出らんでもええんかな。今言うてる、向こうの見積もりというんか、大体650何万のあれで、議会を通してくださいということで、これは議会の方もこれでええんかどうかということ、ちょっとせんなんとかいうてな。

田島委員 あのな、結局、この前のピアツァと同じようなパターンやけども、和田委員言うてるのは、結局、金額的に契約結んどんかと。契約結ぶなら、何ぼの契約やということ言うてるわけや。この議案だけでは、中身何ぼでやってもうて、何ぼということ、はっきりわかる思うたら、最前、岡本さんが言うてくれたんは、732万9,000円要ったと。それでは、今度、指定管理者選定したら、結局111万1,000円がマイナスになって、町にとってはええということ言うてんねんけども、まず、委員会のルールとしたら、問題は、この金額で、まず契約金額はこうですと。そして、指定管理者の業務は従来どおりの予算化したら、732万の業務やってくれますのやと。それまず整理していかんと、こっちを先認めてしまったら、後の契約金額の部分については、後でやるとなったら、またぐあい悪いんで、今、岡本さんが言うてくれたとおり、ほんまに111万1,000円マイナスになるんやったら、助かるんやと、町にとったら。という話を詰めていかんと、どうも、契約の部分、111万1,000円と言うてんねんけども、仮契約なのか、どうな

っているんかということ、ちょっと言うたげんと、和田委員はわからん。

川端委員長 答弁お願いします。

白井住民部長 指定管理者で、今回議決していただきますと、その業者との間で、19年度以降、町にかわって火葬業務等を行っていただくわけなんですけども、それにかかる経費につきましては、まず業者が先に、指定管理者になるときに事業計画書を出しております。その事業計画書の額が上限額となるところでございまして、その額が、今、担当が申し上げたとおり、今の直営よりか110万ほど安くなるという内容でございまして。

そうしたら、具体的に19年度以降は幾らで契約するのかというのは、それにつきましては、最終的にもう一度、指定管理業務について精査いたしまして、そして、その上で協定書を結びます。その協定書の範囲内で事業費を算定して、利用料金、使用料を引いた残りが指定管理者に対して、毎年お支払いするという形の契約するところでございます。そういうところでございますので、具体的には、今のところ、上限額が定まったということでございます。具体的な内容については、これから業者の方と詰めると、そういう内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

和田（博）議長 運営上。指定管理の場合、そういう内容が、こういうふうなことが検討されてあるというのが出てこなければ、議会としても検討のしようがないんで、今言ったような内容が出ずに、ここでやりまんねんと。あとは何も資料がないんやというので、今までやった記憶ない。ピアツァなんかでも、こういう話で資料が出ましたが、特にこの場合は、月に何ぼ出る、年間でどのぐらいになるかわからへんのやけど、その辺の部分もあるんやけども、その中では、こういうふうなことを考えていますが、ここが一番よろしいんで、ここで契約しますという話が来たら、議会で議論できるけど、この内容やったらできへんのちがうかなと思うんやけど、その辺どうやったかな。資料はそれを出してもろて、こんなんで、今言った言葉で言うたやつが議事録に残ると言いながらも、そういうものが要るんちゃうんかなと思ったんやけど、ちょっと運営上、僕が間違うとったらごめんやで。

川端委員長 答弁お願いします。

芦田福祉部長 指定管理者制度の指定の問題と、それから指定された業者と実際に契約を結んで、どういうふうな業務をやっていただくのか、あるいは委託料を幾らにするのかということは別の問題だというふうにお考えいただきたいと思います。ピアツァのときは、複数の候補者がありましたので、その選考過程、委員会の中でちょっともめましたけども、一応報告をして、この業者が一番最適であるということを決めていただいて、それから以降、

じゃあ、具体的に委託の業務の内容について業者と詰めていく、あるいはコンペのときに
出された向こう側の事業計画書で出されてきた金額は、一応先ほど白井部長が言いました
ように、いわゆる上限なんですけれども、その上限をさらに下げられないかという交渉も
これから行っていく。そこで決定された、業者と折り合いがついた内容については、金額
面では来年度の当初予算の中で、当然、債務負担行為もかかってくるので、そこで議会
の方に提案をさせていただくということになっております。

和田（博）議長 ただ、そのとおりでいいんやけどね、ただ、今言ったように、出てきた資料がこ
こに出てこんかったら、議会も議論のしようがないんですよ。だから、上限はいいんで
すよ。後で個々のやつ細かにやる。今言ったように、どうなるんかわからんからというの
があるんですけども、やっぱり資料が出てきて、その中で、こういう傾向になりますとい
うので初めて議員としても議論できるけど、ちょっと議論がしにくくなっているんじゃない
かなと思うんです。

だから、今、質問出て、答えたんやったら、その答弁で、こういう話やというのが出る
べきやと思うんやが、その辺どうかな。資料としては出さへんのか。その辺はどうですか。
個々のやつは、また後で、今言うたように、具体的にいろいろと上限がこうなりますけど
も、この傾向の中でやりますという、そういう傾向すらも出てこんからね、そういうやつ
は出せるんちゃうの。

川端委員長 部長、資料提出できますか、何か。

白井住民部長 その辺の経過のご説明申し上げたいと思うんですけど。今回、指定に係る議決をお
願いしたわけなんですけども、なぜその業者がふさわしいかという形については、審査会
の方で審議していただいております。審議の中で、どのような基準で、そうしたらふさわ
しいのか、ふさわしくないのかと判断したかといいますと、事前に公表しております審査
基準がございます。その中に5項目ありまして、そのうちの1つが経費の削減を図られる
計画であることということになっておりまして、それらを踏まえた上で、最終的に、この
業者が指定管理者としてふさわしいということをお願いしたいということでございます。

それと、その審査のときに当たりましては、業者の申請書につきましては、情報公開条
例上、審議会の方でも議論いたしましたけども、非公開という形の取り扱いをしております
ので、これにつきましては、口頭での公表をできる範囲内の説明をお願いしたいと考えて
いるところでございます。

以上です。

田島委員 前回のピアツツアの件でもね、まず指定管理者を決定して、そして委託については別途やったわけですから。そのときにも、結局、4者の点数で設定して、結局、審査、選考、金額については、ある程度上限出させた。そういうパターンで流れているわけですから。本日の委員会で、そら、業種は違うけども、こういう管理者の指定の件で、今、議論しているわけですから。あのときにも、そういう資料すらなかったわけですから。ですから、当然、今回、この件について資料を出せとかいうのは、これもまたそろおかしい意見であって、委員会の委員が納得すれば、それでいいと思うんやけどね。

(「資料がなかった」の声あり)

田島委員 僕は、今、岡本君が言うたとおり、こういうあれで、金額もはっきり言うてるでしょう。今までの予算では732万9,000円要ってますんやと。しかし、今度、審査選考した結果、その業者は上限が111万1,000円でやりますと、やれますというような流れのわけですから。そしたら、これ、732万9,000円が高いんか、そして、111万1,000円減額しても高いんか、ここの議論ですから、ぶっちゃけた話。この問題ですわ。資料ちゅうけども、それ以上の資料出せるかな。出されへんやろ、結局。この前でも、ピアツツアの件でも、選考結果、指定管理者に決まった業者の点数云々では出していただいたと。外れた人の点数なんか聞いたけども、これは名誉のこともあるので出されんかった。そういうパターンで、今回も流れるんかなと僕は思ってたわけですから。それを和田委員が資料を出せいうけども、それ以上の資料は出せるんかな。出せるんやったら出してあげてもええけども、これは支障なかったら出したげたらええけども、それ以上、僕、請求せんでも、僕は一委員として発言させてもうてるんやで、運営上。この口頭で言うた部分について、私は理解したはずやけどな。あと、和田委員。

和田(勝)委員 済んまへん。ピアツツアのとときには、そうやったかなとちょっと思うんですけど。

川端委員長 ピアツツアのときの資料ですか。

和田(勝)委員 私、今度、思うんやけど、この紙1枚でというんは、どうも、前は金額何か書いたもん見せてもうた思うで。なかってもええわ。今度は、やっぱり新たに出してもらわんと、やっぱりぐあい悪い。

田島委員 前は、金額等については、まず指定管理者を決定して、そして、後の運営費の委託料については、半期後に、恐らく委託料7,000万かな、これを可決したでしょう。一緒くたにやってなかったはずや。それも同じパターンとちやいますんの、今回、この指定管理者制度。変えますか、やり方。

和田（勝）委員 それを話している。

田島委員 そら、委員会のことやから委員に諮ってやったらええわけや。資料を出せというなら出させたらええ。

川端委員長 済みません。前回のピアツツアのときの話も出てきて、そのピアツツアのことに關しては、やっぱり一事不再議で、また蒸し返しはできないですよ。ただ、そのときのどういふふうにしてたという復習的なことやったらできるかなと思いますね。ちょっとその辺を自分の頭の中でも整理したいと思いますね。委員の皆さん、休憩させてもらってよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 暫時休憩したいと思います。再開につきましても、できたらお昼御飯も食べて、1時にしたいと思いますけど、よろしいですか。よろしくをお願いします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほど、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件で議論行っておりました。そこで休憩に入ったわけなんですけども、そのときに、昨年審議した健康ふれあいセンター指定に關する経緯について、どうなったかということになっておりましたので、この休憩中に調べましたところ、それにつきましては、委員会資料としては、選定経過に係る資料が添付されたということでした。その内容については5点、公募団体の名称、また審査会の開催日程、また審査基準、また選定結果、選定理由、この5点に係る資料が、当時の委員会では提出されておりました。このときに経費についての議論は一切なかったということも判明しましたので、今回もそれについての議論はちょっと触れないということで、情報公開ということに、保護ということもありますので、その辺、和田委員、ちょっとご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

和田（勝）委員 はい、結構でございます。

川端委員長 ありがとうございます。ただ、今回、管理を行う施設、この指定業者を議会の方に提案されてきたその辺の、なぜふさわしいのかというところで提案されてきた理由について、再度また部長の方から説明をお願いします。

白井住民部長 それでは、今回議決をお願いしたい業者が、審査経過の中で指定管理者としてふさ

わしい理由というんですか、その概要について簡単にご説明申し上げたいと思います。

この指定管理の対象となっておりますのは、火葬場と待合室の2点でございます。火葬場につきましては、今、町直営でやっているわけなんですけども。ただ、指定管理者にかわりましても、そんなに大差がないわけなんですけども。ただ、前回の条例改正の中でありましたとおり、動物の火葬、ペット葬儀ですね、その内容について、業者としては、指定管理者として導入を図りたいという形が目新しいものでございます。

一番今回特色となっておりますのは、待合室の問題でございます。待合室は、現在、ほとんど使われていないという状況でございますけれども、今回、業者の方から、葬儀を中心とするセレモニーホールというんですか、それとまた法事関係とか、それ以外のイベント、そういう形の施設として有効活用を図りたい。そして、有効活用を図ることによりまして収入を上げると。それに基づきまして、現在、町の方で税金を投入をしている額について削減を図りたいと。そういう内容の提言がなされております。

そういう形で業者の方が提言を行っているわけなんですけども、それ以外につきましては、業者の方からは管理の一環といたしまして、隣接しております淡輪の町営墓地の草刈りとか清掃、維持管理、美化行動に、会社としては努めたい。そしてまた、お盆とか、お彼岸のときの墓参りの方に対して、その施設、待合室を開放したい。それとか、町が行ういろんなイベントとかボランティア活動についても積極的に参加したいと。そのような内容の会社の方からも提案は出ております。そういうところを踏まえまして、最終的に判断いたしまして、公開しております審査基準に基づき、採点したところ、高得点も得ておりますので、いろんな諸条件を勘案いたしまして、最終的にこの業者が指定管理者としてふさわしいという形で結論を得ましたので、今回提案させていただく次第でございます。よろしく願いいたします。

川端委員長 ありがとうございます。

あと、和田委員、よろしいですか。

和田（勝）委員 もういいです。

川端委員長 ほかに、委員の皆さん。

奥野委員 済みません。いろいろご説明いただいた中で、もう一つだけ、ちょっと1つ再度確認させていただきたいところがあります。当初説明の中で、契約金額以上のものが出れば還元するという説明があったと思うんですけれども、還元する率というのは、その辺はどんなことになるんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 今回議決いただきますと、指定管理者に、再度、19年度の事業計画書を出していただきます。それに基づきまして、必要な収入見込み額、必要な経費等算出しまして、その残りについては指定管理料としてお支払いするわけなんですけども、その額が初年度については、なかなか利益というのは出づらいと思うんですけど、2年目になりますと、計画と、例えば利用者が多くなった場合等で収入ふえますので、その収入の計画よりふえた分について、どのような形で利益を配分するのか、それについては、今後、業者の方と協定書の中で盛り込んでまいりたいと思うところでございます。

いろんな方法ありまして、全額いただくのか、それとも折半するのか、それとも、設備の充実のために業者の方で積み立てただけなのか、いろんな方法がありますので、それらについては、今後、業者の中で打ち合わせさせていただきたい。そして、協定書の中に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

ほかに、委員の皆さん、何かございませんか。

中原委員 選定に関する事で、少しお聞かせいただきたいと思います。

募集要項の中で、ちょっと私プロでないので、お聞かせいただきたいというか、ご説明いただきたいんですけども、選定方法のところで公募型プロポーザル方式という言葉がありまして、ちょっとこの言葉ようわからぬので、国語辞典で引いただけでは、ちょっとわからへんかったので、そこをご説明いただきたいのと、まだあるので、済みません。

いろいろ公募するに当たって、PRをされておると聞いておるんですけども、そのPRはどの程度されているのかということ、それから、それに対する問い合わせの数、それから説明会をされていますけれども、説明会への参加団体の数、あと実際に応募してきた業者の数をお示してください。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 公募型プロポーザル方式、この件だけをご説明いたしますと、今回、対象となっております火葬場、待合室の施設を応募者が、自分の持っているノウハウですか、生かして、町が定める管理基準に沿った形で、一番有効な方法を計画していただきまして、それを提案の内容として応募していただく内容でございます。

そして、もう1点の公募の件なんですけども、広報等につきましては、この条例が9月22日に関係条例が議決いたしましたので、それを受けまして、すぐ町のホームページ、

そして掲載いたしております。それとあわせまして、募集要項については、本庁と淡輪公民館、健康ふれあいセンター、そして火葬場等に募集要項を置きまして、公募を開始したところですが、ただ、関心等、問い合わせも最初少ないこともありまして、民間の葬儀会社に対しまして、町がこのような形で指定管理者を募集しております。ホームページを見ていただきたいという形のPRを電話でさせていただきました。具体的には、泉州地域の熊取の業者、泉南市の業者、それとか、具体的に言いますと公益社とか、いろんなそういう葬儀の専門業者がいますので、そういう業者に対しまして、電話でPR活動をしたところでございます。問い合わせについては数件ございました。そして、現場説明会も開催したところなんですけど、そのときの業者は1社が参画されました。そして、最終的に、10月の20日に応募を締め切ったわけなんですけども、そのときの応募した業者については1社でございました。今回お願いする業者でございます。

以上です。

中原委員 いろいろPRなんかも努力されたということだと思うんですけどもね。現場での説明会とか、実際の応募者数が1やったと。1の中から1、その1がふさわしいかどうかを選定するという格好になったということで、業者も限られますし、なかなか難しい点もあったんだろうと思いますけれども、もっと応募してもらえそうな状況がくれなかったのかなというのは、少し残念だなという、今、説明を聞きまして、印象を持っております。

それで、この会社について、選定基準に従って選定されたということをお聞きしましたけれども、先ほど、墓地の維持管理にも努めたいというふうに提案があったということで、この点についても何か町の経費がちょっと削減できるような効果はあるんでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 淡輪墓地の維持管理等につきまして、今、草刈り及びそのごみ掃除等を行っておりますが、それに関しまして、それと今回、向こうから出てきていますのは、それを行うと。それと同時に、ごみの分別、お参りに来た方の空き缶とかもきちっと出して、分別等を行っていきたいということを申し出があります。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

ほかに委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 よろしいですか。そしたら、委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対討論はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、賛成討論。

中原委員 今、いろいろ経過もお聞きしまして、管理を任せるということで、町の経費の削減が図られる。今ご説明いただいた墓地の維持管理とか、草刈り、ごみ掃除なんかについて、その点についても、そんな大きな額ではないにしても、経費の削減が図られるという点では、住民的に見て努力したということだと思えるんですけども。1つ、やはりこの火葬場というのは、もともと町の責任で運営していたものですので、その点によく留意していただきまして、直営のとき以上のサービスの向上が図られるように、また公平性に配慮した運営がなされるように、町としても努力していただきたいと、そのことを要望しまして、賛成討論といたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

田島委員 そしたら、質疑が多岐にわたったんですけども、私なりに町の財政的に考えましたら、当然、指定管理者制度というのは持っていかないかんとということで、先ほど担当部長が説明した中で、本当に運営に苦慮してた現況の中で、今回の業者が名乗り出て、そして、説明では、やはり経費的に優秀な業者であると理解いたしましたので、それだけ優秀な業者が参入してくれますので、今後、業者の育成を含めて、予算の面について、余り締めつけると、また業者も限度というのがあるので、住民サービスの低下につながらないように、今後、この管理者制度の成果を確認して、ひとつ、なるべく町にとっては負担のかからないような管理制度に持っていくことを要望いたしまして、賛成討論とします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論はないですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第118号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第118号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第121号「大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明を担当課からお願いいたします。

谷下住民部保険年金課長 先日の議会におきましては、規約案、それと、それに伴う要旨を添付させていただいておりましたが、委員会におきましては、それ以外に、後期高齢者につきましての今後のスケジュールについて添付させていただきますので、これについて報告させていただきます。この12月議会におきまして、後期高齢者医療に関する事務を、済みません、24ページを参照してください。この12月議会において、後期高齢者医療に関する事務を広域的に処理するため、関係市町村と協議しようとするための大阪府後期高齢者医療広域連合規約及び平成18年度の後期高齢者医療広域連合事業費への補正予算を議決いただき、今後、広域連合として制度の基準づくりの取り組みが始まります。

それと、大阪府知事に対して広域連合設立許可申請を行います。平成19年1月中旬から2月中旬にかけては、広域連合設立、広域連合長選挙、平成18年度予算及び組織関係条例の専決処分、広域連合議会議員選挙、また2月下旬から3月下旬にかけては、広域連合議会、平成19年度予算審議や副広域連合長選任等、10月ごろにおきましては、広域連合電算処理システムの構築、11月から平成20年3月ごろまでにおきましては、各市町村からのデータ提供によるシステムの運用試験、それと平成20年4月におきまして、広域連合による制度施行となっております。これは、あくまでも予定のスケジュールでございます。

以上です。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 委員会資料の17ページ、第4条の(3)で、保険料の賦課に関する事務ということで、ここに書かれているのは、構成する団体に任せられる事務について書かれているわけですが、岬町でもこういう事務をやっていかなあかんということで、実際の保険料の金額が幾らぐらいになりそうなのかという点ですね、それはこれまでと比較してどうか。この点については、先日の全員協議会の場でも少し質問として出されたと思いますけれども、委員会の場でも改めてお答えいただきたいと思います。

それから、この保険料の徴収方法、これをお示しいただきたいと思います。

次に、同じ17ページの7条、広域連合の議会の議員の定数についてですけれども、これはいろいろもめとったという話も聞いておりますけれども、最終20人ということで、規約に盛り込まれております。この20人という数について、どのように考えておられるのかという点について、お考えをお聞きしたい。

それから、19ページの別表の第1の方ですけれども、ここで関係市町村の行う事務について書かれているわけですが、2点目とか3点目に、被保険者証及び被保険者資格証明書の引き渡しとか返還について書かれてあります。滞納者への対応として、こういうことを考えているのかと思うんですけれども、滞納者への具体的な対応をお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に、この規約の中では、広域連合の議会の公開ですとか、あと議会の中で話し合われたことの報告について触れられていないんですけれども、そのあたりはどのように保障されるのか。

以上、お答えいただけますでしょうか。

川端委員長 そしたら、お願いします。

白井住民部長 それでは、順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、保険料の件でございます。まず、ちょっとご質問で、資料の17ページの第4条でございますけれども、1号から5号、これは広域連合が行う業務の内容でございます。その点をご理解願いたいと思います。その中には、保険料の賦課に関する事務というのがございます。今回の広域連合の保険料につきましては、大阪府の全市町村の老人医療、75歳以上がお使いの方の医療費の、自己負担を除きまして1割を、約80万人ぐらい加入する予定ですが、80万人で割ったものが保険料になりまして、各個人ごとの保険料が決定する内容となっております。今、保険料の計算式については示されておりますけれども、具体的に全市町村の医療費の総額がまだデータが出そろっておりませんので、具体的に大阪府では、1人当たり、どれぐらいの保険料になるかということは、まだ試算等はまだできておりません。ただ、国がこの制度をつくるときに試算した数値では、所得のない方については、1人当たり3,100円程度であろうということを示されております。これについては前の全協でもお示ししたとおりです。具体的に、大阪府の広域連合での保険料については、今後、計算した上で最終的に公開される形になると思います。

徴収方法ですけれども、徴収方法につきましては、加入者がすべてほとんどの方、年金

の受給者ですので、年金から特別徴収される。ただ、特別徴収ができない被保険者については普通徴収に変わると。そういう内容を法律の方で書いております。ただ、具体的に、どこまでが特別徴収できて、どこまでが普通徴収になるか、それは政令事項でございますので、それはまだ具体的に明らかにされておられません。基本的な考え方は、そういう考え方でございます。

あと、議員の定数は20人と決められております。これにつきましても、今、広域連合を設置するに当たっての準備委員会というのがございます。その中での考え方について説明を受けておるところでは、府下すべての市町村が行政改革を行っているということで、本来から言いますと、すべての市町村が1名ずつ議員を出す、そういう方法も一つの方法なんですけれども、できる限り行革の指針に沿った形で削減を図りたい。そして、ほかの都道府県の広域連合の定数等を踏まえた上で、最終的に20名に決定したということでございます。

それと、あと、別表第1の保険料の滞納の件なんですけれども、これも具体的に、最終的には広域連合の方で議論して決める内容でございます。国会の審議の中では、いろいろ滞納者については、資格証を発行するとか、いろんな議論があったと思うんですけれども、それはあくまでも国会の上の議論でありまして、その内容が政令で規定される事項となりますので、その政令を確認したいと考えております。

あと、議会の公開とか、その関係なんですけれども、これも広域連合が決める内容でございますので、広域連合の決定内容を待ちたいと考えているところでございます。

以上です。

中原委員 今ご説明いただいた中では、わからないというかね、これから相談して決めていくことやというような返事が多かったような印象を受けているんですけれども。1つは、その点について、これからどないなるかわからないものをここでどう審議せえというんやという気持ちでおるんですけれども。

今お答えいただいた中で、まず、保険料の額ですけれども、今お示しいただきましたけれども、その説明の中で、75歳以上の方にかかった医療費を80万人なら80万人で割るということであれば、医療費が上がれば上がっていくほど、自動的に高くなっていくと、負担が重くなっていくということだと解釈しているんですけれども。これは、この考え方でいきますと、介護保険のときと同じように、高齢者が医療を使い過ぎるんやと。だから高くなっていくんやみたいな、そういう議論になっていくおそれがあるんやとちがうかな

という心配が1つあります。

それから、保険料のことで、これは75歳以上の方で、これまで家族の扶養というふうになっていた高齢者の方には負担はなかったと思うんですけれども、この方はまた独立して支払っていくということになるんでしょうか。そこは1点お聞かせいただきたい点であります。

それから、天引きのことを今お話されてましたけども、これについてもわからない要素が多い返事だったんですけれども、大体何割ぐらいが天引きになるというふうに予想されているのか、お聞かせいただきたいなと思います。それが2点目です。

それから、議員の定数についてですけれども、今、白井部長の方も言われてましたけどもね、広域連合というのは、やっぱり大きな問題として、広い範囲にわたるということで、住民の声が届きにくくなるというのが大きな問題点だと思うんですよね。そういう点から見ても、定数の20人、府下の自治体は43でしたかね、違たかな、数あれですけど。そしたら、その半分からも代表者が出ない。大阪府下やからね。それはどうなんかなと。白井部長も、できればすべての団体から代表者が出るべきやというふうに言われてましたけれども、本当におっしゃるとおりやなと。最低1人は出るべきやと思いますし、岬町で言うたら、高齢者が多い中ですので、高齢者の多い自治体なので、そこから代表者が出れるかどうか分からないというような状況が生まれるのは問題ではないのかなと思いますけれども、その点について改めてお考えをお聞きしたいと思います。

あとは、滞納者への対応のところ、これもわからへんというお話でしたけれども、国会ではあんな話しとったと。滞納者に対して、これまでは75歳以上の方というのは、保険証を取り上げるということは、基本的に国もしていなかったということやのに、国会での審議では、保険証の取り上げ、短期証やとか、資格者証を発行していくと。医療から締め出していくということにつながっていくわけですよ。そういう議論がされてて、国会でそんな話しとったけども、うちはこれから話していくんで、どないなっていくかわからへんという態度は、ちょっと無責任なんではないかなと。国会で話し合われた中身が、こうやって地方におりてきているわけですのでね、それを踏襲するのが普通の流れかなというふうに考えますので、ちょっと無責任さを感じておりますが。こういうことでお金がないというために医療を受けられないという高齢者が生まれかねないというふうに考えるんですけれども、この点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと、最後の情報公開ですとか、連合議会の話し合いの中身の各市町村への議会への報

告ですね、これについては、今後、どういう形になっていくかわかりませんが、これはきちんと報告されますように、強く要望しておきたいと思います。

4点。

川端委員長 4点ね。はい、お願いします。

白井住民部長 まず、今回お願いしたい件は、老人後期高齢者医療制度が法律で成立いたしましたので、その法律の中に、広域連合で高齢者医療制度を実施しなさいと明記されておりますので、その医療制度を行うための広域連合をつくることに対して、その規約をもってして協議することについて、まず議決をお願いしたいと考えておりますので、その辺のところ、あくまで手続の議論をお願いしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

いろいろご質問いただいておりますけれども、その内容につきましては、あくまでもこの新しくできました法律の中で、大きなフレームについては、私が説明させていただいたとおりなんですけれども、あと具体的な個別の議論につきましては、あくまでも政令とか、省令に基づきましての各市町村の方に、その具体的な取り扱い内容がおりてまいりますので、今、いろいろ情報として流れておりますけれども、具体的に、今後、この医療制度に基づく具体的な手続については、まだ担当レベルでは全く説明を受けてないという状況でございますので、あくまでも、今、仕入れた内容でご説明したということをご理解願いたいと思います。具体的な内容がわかりましたら、何かの機会がありましたら、その内容についてご説明させていただきたいと思いますので、こうした回答でご理解いただきたいと思います。

和田（博）議長 回答する立場にはないんですけれども、情報が入っておりますので、その部分でお話しておきたいと思います。

まず、定数20ですけれども、これについては、24ページに準備委員会構成っておりますね。この方たちの中で議論をして決めたということでもあります。その中では、各自治体から1人ずつ出すのがいいのか、いろんな検討もしたようではありますが、今こういう時代でございますから、人数も少ない方が、絞った方がいいだろうということで、これも全部報酬が出ますので、いわゆる協議会の中の組合についての広域の中での議員ということで報酬出ますので、それをできるだけ少なくした方がいいだろうと。そして、先ほど言われました議論の公開については、これはきちっと公開されるということでもありますから、これは過去のいろんな、今現在あります組合議会でも全部公開しておりますので、これは公開になるということでもあります。

それで、いろいろな議論があったようでありますけども、我々、実は町村議長会の方にも話がありました。いろいろ話あったんですが、私どもの方も、小さい町といえども、これは大阪府の中の1つの自治体でもだめだといったら、これは大阪府はできないわけでありますから、大阪市みたいに250万も300万もおるところでも、わずか2万足らずの町でも一緒やないかということで、1人出せやという議論は、実はありました。ありましたけど、先ほど言いましたような中で、やっぱり合理化、できるだけ意思統一をするのに、そんなに変わらへんだろうということで、20名というところに落ちつきました。

最初の案では15名というのもありましたが、最終的には20名で落ちついたということで、このときには副会長の熊取の町長さんが、町村議長会の方にも来ました。この話は、私、全協でちょっと話をしたというふうに思うんですけども、そういうふうな状況であります。これについては、我々としても、いろいろな意見がありましたけども、準備委員会が出してきていることございますから、そういうことにいたしました。

ただ、これは新しい議会ができた中で、またその20名が足らんというのであれば、これは議会の中で変えられるという話でありますから、各都道府県の中で、いろんなやり方をしておるといことも情報では聞いております。だから、この新しい議会、これが成立して新しい議会ができたなら、その中でいろいろ決めていく部分がたくさんあるかというふうに思います。当初は、この20名でいくということであります。

以上です。私のわかっている範囲はね。

石田町長 今の件につきましての補足でございますが、これは町村長会でも議論出ておまして、私もその場で発言させていただいたのが、結局、広域連合の議員さんが1万2,000円かな、副議長が1万5,000円、議長が1万7,000円、ただやったら何ぼでも出てきてくれと。金要るんやったら人数減らせというふうに、私は発言しておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

和田(博)議長 私は、議長会の方では、これについては報酬要らんのちがうかという話も実は出しました。こんなもんなしでいいたらええがなという話もしましたけどね、いろいろと関連があって、今のとこ、そういう形になっているようであります。

だから、新しくできた中で、それは国の範疇の中で変えていける部分はあるということです。定数については、また変えられるということです。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 いろいろ得ておられる情報もお示しいたきまして、ありがとうございます。

いろんな議論がされているようですけれども、先ほどの白井部長の言われたことですね、これは、これから中身についてはつくっていくんやと。つくるための手続やということでご理解いただきたいというお話でしたけれども、とても理解できないというのが、私の率直な気持ちであります。といいますのは、つくる、その後の住民にとっての影響が一番大事なわけですね、そこについて細かい点で明らかにされていない。実際の負担がどうなるのかわからない。どんな運用されるのかわからない。住民の声がどこまで届けられるのかわからない。そういうものについて理解をしてほしいと。その発言自体が、私には非常に不可解であります。

恐らくお答えは、まともな答えはもらわれへんと思っていますので、質問は結構です。後で討論でまた述べたいと思います。

川端委員長 ほかに質疑、意見はございませんか。

田島委員 理解した分だけ質問しますんで。問題は、今回の提案理由の争点なんです。後期高齢者医療に関する事務を広域にわたり処理するために、規約を定めて、関係市町村と協議やしな、何もこれ決定しますじゃない。今回は、この部分について協議するために準備委員会で準備して、この部分について協議しますやから、ただ、7条関係、言うてる部分と、そして、17年度関係、心配していると思うんですけども、あくまで、これは協議するためにこういうことをしますよということで、議会に了解してくださいよということであって、うちがあかん言うてしもたら、これ、広域にならんわけで、一遍広域的に処理するために協議したいという、集まってくださいようというお話のテーブルに着いてくださいよという問題だと思いますので、私は討論じゃないけども、あんまり深く質問はしたくないと。高齢化時代のことを考えての協議やからね、決定するんじゃないから、協議するための参入してくださいという問題ですので、ご説明ありがとうございます。結構です。

川端委員長 よろしいですか。ほかに。

奥野委員 済みません。1点だけ、ちょっと確認させてください。

17ページの第8条の3項の内容なんですけど、私、さっきからずっと何回も読んでるんですけど、なかなか理解ができないので、ここあたり、もう一度、ちょっと細かく説明いただけませんか。

川端委員長 答弁お願いします。

白井住民部長 今回設置する広域連合に議会を置くとなっております、議会の定数は20人でご

ざいます。そうしたら、どのような形で20人を選ぶのかということなんですけども、これにつきましては、まず、7条の2項で関係市町村の議員により組織するとなっておりますので、府下43団体の議員の中から選出していただいて、議員に就任していただくとなっております。

そうしたら、どのような形で選ぶのかというのが第8条になりまして、まず、選挙には直接選挙と間接選挙がありまして、今回、議員の中での間接選挙を予定しております。ですので、まず定数に達するときに、まず推薦方式をとってみようということが1項に書いているところなんですけども、それと、もう1点が、あくまでも選挙ですので、立候補というのは当然考えられておりますので、立候補する場合については、府下の市町村の議員の総数の12分の1以上の、91名か92名と思うんですけど、以上の推薦をもらって立候補する方法、その2つの方法があります。

推薦の数、そして立候補した数が20人以内でしたら選挙を行いません。もし20人を超えて、21人になりますと、当然、投票してもらわなありませんので、そのときの投票する場合の有権者は各議員の皆様方です。そして、投票していただいて、A候補が何票、B候補が何票となりまして、最終的に20位までの方が当選者になるということでございます。そういうことを書いているものでございます。

奥野委員 ちょっと私の理解がよくわかってなかったもので、今のでわかりましたけれども。8条でいくと、各市町村の議員の定数の総数の12分の1ということは、岬町なら岬町の定数の12分の1ということじゃなくて、府下全体の議員ということですか。わかりました。

川端委員長 よろしいですか。

奥野委員 はい。

川端委員長 ほかに質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対討論、中原委員、お願いします。

中原委員 質疑の中でいろいろ述べてきましたけれども、これは協議するに当たってということで、議会の議決を得たいということを出されてきているわけですけども、この中に住民の利益が守られるという保障がどこにもありませんので、このことについてよく考えていかないといけないと考えています。

この制度上、もしこれが導入されることになりましたら、高齢者の立場から見て、私は大きく2つ問題点があるのではないかと考えています。1つは、高齢者の負担を一層重くするという点であります。後期高齢者の一人一人に対して保険料が徴収されるというのがこの制度でありますので、これまで家族の扶養となっている高齢者に対しても、扶養から切り離して、新たに負担がふえるということでもあります。

もう一つは、医療費がふえれば、自動的に保険料も上がっていくと。どんどん上がっていく一方になりかねないという点で、高齢者の負担を一層重くすると。徴収についても、今は介護保険が天引きになっている方が多いんですけれども、それに上乗せして天引きされると。国会の審議では、月1万5,000円の収入しかないような方からでも、介護保険と合わせて、この保険の料金を天引きすると。そんなことが議論されておりましたので、非常に不安を抱えています。

大きい2つ目ですね、2つ目に高齢者を医療から遠ざける結果になりかねないという不安がありますので、その点についてですけれども、先ほど、実際の運用上はわからないという説明でしたが、国会の審議では、滞納者については保険証を取り上げられると。短期保険証を渡されたり、資格証明書が渡されると。資格証明書は全額負担を窓口でしなければならないので、資格証明書が発行されるような方が、実際に窓口に行けるかと言えば、そんなことは考えられないわけでね、この点についても医療から、結果として、高齢者を遠ざけていくという結果を生むのではないかと。お金がないために医療が受けられないという高齢者が多く出ることになりかねないと考えています。

この医療から遠ざけるという点については、高齢者自身が給付を抑制するような力が強く働く傾向もあると考えておりますので、大きな2点ですね、高齢者の負担を一層重くするという点と、高齢者を医療から遠ざけるという点で、大きな不安を感じますので、反対いたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第121号「大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に係る協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第 1 2 1 号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第 1 2 3 号「岬町基金条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 本会議での説明のときに、魅力ある公園として維持管理していくと、公園としての魅力を発信していくというお話があったと思うんですけども、土地は広大な土地ですので、のり面も含んで、維持管理については莫大な費用がかかるのではないかなと思いますけれども、赤字になれへんかというか、維持管理について見通しはどうか。委員会でも少しそのあたりの議論はありましたけれども、この場で改めて維持管理についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 維持管理の考え方でございますが、この多目的公園につきましても、土地の所有者は大阪府と多奈川財産区さんがほとんどの土地を所有する形になっております。本来であれば、各所有者の方に管理をいただくべきところでございますが、多目的公園という 1 つの土地を有効に活用して機能を高めるという中で、町が一元化管理をさせていただきまして、その経費につきましても、各土地の所有者の方から負担をいただく内容となっております。

維持経費の件でございますが、現時点といたしましては、管理経費を想定するというのは難しい点もございます。全体の 6 割を占める緑化エリア、先ほどののり面も含めてでございますけれども、これは本来、自然に回復させるエリアでございますので、ほとんど手がからないと考えております。また、事業活動ゾーンにつきましても、用地売却によりそれぞれ管理者、所有者が管理する形となりますので、基本的にはその経費についても必要ないのかなと考えております。

管理経費が想定されますのは、特に道路、水路などのインフラ施設と、それから多目的広場でございますが、これにつきましても、清掃、草刈りなど維持管理経費が想定されるのではないかと考えております。

単純に、大阪府の標準的な公園の維持管理単価と面積から計算すれば、おおむね1,000万から1,500万前後の管理費が必要になるのではないかと考えておりますが、この公園につきましては、公民協働を掲げております。府民、NPOの協力を得ながら、さらには進出していただく事業者にも施設の維持管理に協力いただきながら、これらの経費については抑制を図りまして、管理基金、それから大阪府で負担していただきます負担金、企業によって維持管理を賄いたいと考えております。

以上です。

川端委員長 中原委員、もうよろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 ほかに委員の皆さん、何か質疑、意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対は。

(「なし」の声あり)

川端委員長 中原委員、賛成討論をお願いします。

中原委員 今、管理について考え方をお聞かせいただいたわけでありまして。公園自体をきちんと維持管理していくと。魅力を発信していくと。やはりこの公園に人が来てくれるような形で、この基金ですとか、管理費用を厳正に運用していくことが大事なんとちがうかなと考えています。よそで農業公園なんかでうまくいっていないところも、特に泉州筋では、ちょっとうまくいっていないところもありますけれども、そういうところばかり見ていると、新しいことに挑戦していくということも大事な点ではありますので、しかしながら、慎重で丁寧な運用をしていかないと、破綻のおそれがあるということも考えられますので、杞憂に終わればいいんですけども、運用に当たって、慎重で集客力とかアピールについても真剣によく知恵を絞っていただいて、厳正に運用していただくということを要望して、賛成といたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第123号「岬町基金条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第123号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開は、2時10分です。

(午後1時57分 休憩)

(午後2時10分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第124号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 本会議で説明してたんですけども、改めて委員会資料でもう一度確認したいと思います。

委員会資料の28ページで、可燃ごみの部分等についてですけどね、一般家庭から排出されるものを臨時的に収集及び運搬するとき、車両最大積載量が350キログラムの車1台につき3,000円ですね。そして、車両最大積載量が2トンの車1台につき9,000円、この手数料の式算としたら、これは重量でいってるんですか、体積でいっているんですか。まず、この1点だけ説明してほしいんですけど。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 今回、家庭から排出されます臨時ごみの収集運搬手数料につきましては、この表に書いてますとおり、軽四350キロの積載量は1台3,000円と書いていますとおり、1台に対して幾らという形になっておりますので、重量ではなくて量でございます。ですので、2トン車1台について幾らという形の量で、従量制であらわしております。

田島委員 そしたら、350キロで3,000円と確認させてもうて、そしたら2トン車で9,0

00円いうたら、差額出てきますね。大体平均100キロ強で3,000円ですわな。350キロで3,000円、結局これ2トン車やったら2,000キロになっていますね。100キロ単位で計算したら、2万ちょっとになってくると思うんですけども、この差はどうですか。そしたら、2トン車で行った方が有利いうたらおかしいけども、手数料を払う方は優位になってきますな。しかし、ごみを焼却するコストからいったら損になるんちがいますの。損になるいうたら、それだけ税金要るんちがいますの、焼却の。

それとあわせて、これも事業系一般廃棄物、これは一般家庭ちゃいますな。業として出たごみ、事業系の方も100キロで900円、余りまだ言うたら事業をされる方のごみの方が安く焼却しちゃっているみたいやね。

この2点について、どうも手数料金が、僕はいかがなものかなと思うんですけども。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 まず、臨時ごみの手数料積算の考え方なんですけども、先ほど言いましたとおり、これは重さではなく、量でという形で、車1台幾らという形で手数料を設定しております。先ほどご答弁させてもらったとおりなんですけども、そうしましたら軽四が350キロ、351キロからでしたら軽では運べませんので、当然2トン車になってしまう。そしたら9,000円、いろいろそういう議論もあるのは確かでございます。というのは、2トン車は、あくまでも重さじゃなく量となっていましたとおり、積載する量と重さの関係なんですけど、ばらつきがございます。そういうこともありまして、今回9,000円という形で設定いたしました。また、2トン車の平均をとって、351キロから2,000キログラムの平均とったいうたら悪いんですけども、重さで計算したら、1トン程度が一番平均ではないかということで、そしたら1トン、例えば45リットルの袋を1袋どのぐらいの重さになるのかということ、大体7キロを設定しておる関係もありまして、150個ぐらいが、ちょうど1トンの重さに該当しますので、それを目安といたしまして、今回9,000円という形で設定させていただきまして、今回9,000円という形で設定させていただきまして、今回9,000円という形で設定させていただきます。

それと、もう1点、事業系のごみが、また反対に、これは量ではなく、重さとなっておりますので、そうしたら軽四で来た場合、350キロだったら安いのではないかというご指摘もあるわけなんですけども、これは100キログラムについては100キロにみなすとなっております。軽四で来ますと400キロという形で計算しますので、四九、三十六で3,600円となりますので、その関係で、あくまで事業系の方には高い手数料を負担していただいていると、そういう形で設定した次第でございます。

田島委員 1点目については、そういう部長の言う金額の差は出てても、僕は妥協するとしても、今、400キロ言うたけど、350キロに400入れといたら積載オーバーやからな。それはおかしいわな。そら冗談として、そしたら一般家庭の廃棄物、事業系の廃棄物の金額の差、ここの部分について一遍争点としたいわけよ。なぜかいうたら、業者というのはお金もうけて、受益者負担しているわけやしな。一般家庭の廃棄物いうたら、家庭から出る、1銭ももうけんと、処分してもらうのに、ここはどうですか、受益者負担制から見たら、どうも、この出された数字というのは、業者の味方みたいな数字になっていると思うんですけどね、僕から見たら。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 再度、もう一度、この条例の中身の再確認なんですけども、臨時的なごみの手数料につきましては、これはあくまでも、排出されたごみを収集運搬する手数料でございます。先生おっしゃっていますのは、その金額と、今回、事業系のごみの、これは処分、すなわち燃やす手数料ですね。そもそも手数料の性格が違うということが、まずちょっと整理をお願いしたいなと考えるところでございます。

それと、900円の議論になるのかなと思うんですけど、これについては、さきの行革委員会の中にありましたとおり、今、平成17年度の決算でいきますと、どのぐらいの処分コストがかかっているのかといいますと、100キログラム当たり約2,400円幾らという形でお答えしたと思うんですけども。今、現行は300、消費税入れましても315円でございますので、約8倍に料金を引き上げる必要があるんじゃないかと。

ただ、本来からいいますと、事業系ごみについては、本来、収集運搬並びに処分については事業活動に生じたものですので、当然、事業者が全額負担していただくのが原則でございます。しかし、一気にその原則からいきますと、100キログラム当たり2,400円幾らの手数料をいただくことになるんじゃないか。そうすると、余りにも、300円から見ると、約8倍以上になるということもありまして、そして、前も近隣市町村の手数料の状況もあわせてご紹介させていただきまして、最終的に、現行の3倍程度、また近隣の団体の手数料等も踏まえた上で、最終的に100キログラム900円として算定した次第でございますので、その辺のところご理解願いたいと思います。

田島委員 近隣の市町村の焼却場の健康状態と、うちの健康状態違うわけですな。結局、うちの焼却場、100年先まで修理せんといけるんであったら、近隣と合わせてもええども、焼却場の健康状態、ちょっと説明してほしいんですけどね、今の現在の焼却場の。このまま行

ったら、いつごろ修理せないかんのかと。その修理費はどのくらい算出しているかということを一週ご答弁してよ。

白井住民部長 今、現行のごみ焼却場は、昭和61年に供用開始して、今、約21年目と思います。普通、ごみ焼却場の耐用年数は25年ぐらい、30年もてばいいのかなと。それまでに何回か、いろんな改良工事行って、最終的に維持管理しているというのが実態でございます。ですので、あと数年先で、ほぼ一応耐用年数に達してしまうということでございます。年2回の定期的な修繕というんですか、検査を行いまして、現行の処理能力を維持していると、そんな状況でございます。しかし、処理能力については、やはり年数がたっているということもありまして、当初、日量50トンの計画能力ですけれども、今、その約1割程度処理能力が落ちていると、そういう状況です。これについては、今後、維持したいなと考えるところでございます。どちらにしても、老朽化が進んでいるということは事実でございます。

田島委員 今の当町のごみ焼却場の健康状態聞いたんやけどね、当然、これお金要ってきますわな、近々ね。そしたら、これ、ぶっちゃけて、手術するんか、薬で治療するんか知らんけども、この料金体系でいけるんですかと。そして、心配するんは、今の財政、大変な過渡期に落ちているのに、今度、手術する場合は一般会計でやるんですかということをお心配ですな。お金なかったら、これ修理できませんしな。そういうことで、どうですか、この金額については、一遍、手数料の金額については、もう一度見直すという考えがないとするなら、これはいたし方ないですわな。担当課の方から行けると出してしてくれてるんやから、信用しますけどね。ただ、僕は個人的に1人心配しているんですけども。

これは置いといて、最後、手数料というのは、ごみを収集してもらうために手数料を出すんですな、住民さんが。この手数料というのは、会計処理の手続いうたら、どういう方法に、担当部長、考えているのかな。ぶっちゃけて、先ほどの条例改正で、財産区の土採り跡地、売却して、その分については、今後、財産区、その場所の管理運営するのに、基金条例化したいということで可決しましたな、条例化ね、基金条例。そしたら、このごみの手数料というのも、同じような意味合いのもんと思うんですけども、一般会計へ入れるんですかな、それとも特定財源として、やはり焼却場、維持管理するための基金化に、僕はしなければ、当然、手数料、ごみを収集いただいた手数料というのは、恐らく僕は特定な財源と思うんで、どうですか、会計処理の手続。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 今回、手数料をお願いする手数料の性格なんですけども、あくまでもごみ収集とか処分に要する経費の一部を手数料として負担をお願いするものでございますので、当然、ごみ収集、または処分の経費に充てるのは原則でございます。当然、その特定財源ですので、ごみ収集及び処分の特定財源ということでございます。そういう形で経費の一部に充てたいと考えているところでございます。

ただ、ご質問ありましたとおり、焼却場については老朽化も進んでおります。あと数年先に建てかえることができません。補助金の関係で建てかえることはできませんけれども、数年以内に、何年先かわかりませんが、中身の入れかえというんですか、大改良工事を行う形が必要かなと考えてございます。そのときには相当の経費もかかることが予想されておりますので、それにかかる経費を今の財政から考えますと、捻出するのは難しい。そしたら早いうちから基金の積み立ても必要かなと考えるところでございます。ごみの担当レベルとしては、将来のことを考えますと、基金の積み立てというのは、当然必要かなと考えてございます。しかし、今の厳しい町財政を考えますと、その基金積み立てよりか、まず毎年毎年、町歳入に組み入れて、歳入の増収を図ると、そういう方法をとらざるを得ない現在の状況ですので、今後、基金の問題等につきましては、財政当局の方とも十分協議いたしまして、その取り扱いについて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

田島委員 手数料金については、もうええですわ。説明、納得しました。これは仕方ない。しかし、あとの最後の手数料料金の会計処理の手続の部分について、済みませんけど、もう少し時間いただきたいんですけども。親が金ないから、子供の貯金箱、ちょっと飯代に貸してくれちゅうんと一緒の話で、子供さんにとったら、私の進学資金に置いてるやつちゅうことですな。子供にお掃除しなさいよと。お掃除したら、その分手数料あげますよと。この手数料は子供さんのもんですわな。親のもんちゃいます。今回も同じパターンと思うんですね。会計に入れてしまったら、今度、どう使われるか、色ついてないもんやから困るんで、どうですか、委員長ね、空手形は困るんでね、この委員会。第2弾で、またこれからやるんでしょ、一般家庭、生ごみについても。今は微々たる金額かもわかりませんが。空手形であきませんので、私の提案としたら、最後の会計処理の手続、一般会計に入れるんか、特定財源として基金化するんかという、今回の部分については、そうしなさいと言いません。第2弾のときに、同時に特定財源として基金化して、その部分にしますということをつけ加えていただいたら、私は今回、第1弾については賛成しますので、ぶっちゃ

けて、そういうつけ加える修正案を委員会で、この場で提出したいんですけども。

川端委員長 そしたら、動議になるんですか。

田島委員 そうですね。この部分については賛成ですよ。しかし、手数料金の会計処理の手続は、今回は事務的な基金条例もこしらえなんし、いろいろ大変ですから、第2弾のときにあわせて、そういう手数料金の会計処理については、こうこうこうしますなら、やりますならやってもらわんと、今の話では、次の部分でいうたら、これはお互いに空手形になりますな。確約というんですかな。別に僕の案が通らなんだら結構ですから、一応提案出しておきます、修正案。

川端委員長 田島委員から、今、つけ加える修正案を。

田島委員 つけ加えるのも、僕は修正と思います。

川端委員長 修正の動議は、文書でもって提出お願いしたいんですけども。

田島委員 結構です。暫時休憩して。

川端委員長 暫時休憩ね。先に答弁。

白井住民部長 今回の条例改正につきましては、前も有料化の基本的な考え方とか、実施計画で、これは第1段階でご説明した内容をそのまま条例化したものでございます。第2段階として、家庭から排出されるごみの有料化について、ごみ全体の減量の動向を見た上で実施したいとご説明したとおりでございます。そのときには、あわせて、いろいろまだ無料になっております処分手数料、収集運搬しか議論しておりませんので、一般家庭ごみの処分手数料までについて議論するのか、その辺のところ、まだ今後必要かなと考えてございます。その処分手数料までも、処分についてかかる経費についても手数料をいただきますと、相当の手数料が見込まれます。そうしますと、当然、今、委員おっしゃってるような形で、基金の積み立ても、今できるのではないかと、考える余地もあるのではないかと思いますけども、今のところ、この条例の中で、収入につきましても試算いたしましても、1,000万を切るような形で、特に粗大ごみについては有料化いたしますと、相当前倒しの搬入がありまして、手数料は激減するという形で聞いております。そんなに収入見込めない状況ですので、難しいのじゃないかという状況でございます。

そしてまた、今回、この条例を見ていただきますと、家庭ごみの収集運搬については無料という形で、きちっと今回明記しておりますので、そういうところもありまして、ご指摘の内容については、今後、要望事項としていただきまして、次回のときにその改正の内容とあわせまして、基金とするなら基金条例の条例も提案させていただきたいと考えて

おりますので、その辺のところ、ご理解願いたいなと思います。

石田町長 基本的な考え方といたしまして、確かに田島委員のおっしゃるような形で、例えば、ごみ焼却のことにに関して、ひとつ別途な形で考えていけという形になってくると、極端に、きっちりしようとする、すべて例えばごみ焼却に関しての分を、また特別会計みたいな形で組んでいくという形にもなろうかと思うんですけども。ただ、そうした場合、例えば定期検査にかかる費用等々、非常に莫大な金が、結局、一般会計から今出ておりますので、そうすると、またその特別会計に一般会計から繰り出していくという形の部分が、また出てくる。今、我々やっているのは、一般会計をどうするかという問題ではなくて、連結ですべて考えざるを得んということでは、やはりそういった会計処理をしても、非常に意味がなくなってきてしまうというのは、ちょっとまた言い方おかしいんですけども、連結で考えた場合、やはりそうなってこようかと思っておりますので、今のところ、すべて一般会計で処理させていただくという方針で、我々は行かせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

田島委員 住民部長とは長年、会計処理手続で議論しているんですけども。なぜかいうたら、僕ね、ぶっちゃけて、次、運動会せんならん。それでね、確約したいな思ったんやけども、町長の説明聞いたらな、気の毒や思うからな、しかし、これは当然やっとなあかんあれですから、今、動議提出しましたけど、もう仕方ないわ、動議撤回しますわ。

住民部長と空手形の約束、今回しといて、第2段階のときには、もう1回手形発行してもらうように一遍やるから。そういうことやな。仕方ないわ。町長がそこまで言い出したら、これ以上な。撤回します。

川端委員長 田島委員、そしたら、もう一度確認させていただきますけども、修正案の動機については撤回で、要望ということでよろしいでしょうか。

田島委員 もう撤回でええですわ。来期、もし運動会通ってきたら、またやります。

川端委員長 そしたら、ほかはよろしいですか。

中原委員 ちょっとご質問いたしますが、ごみの有料化の問題については、行革委員会の中でもいろいろな考え方を示していただいておりますが、その中でも、今回の部分でも、発生源の責任という、生産者の責任ということについて、余り言及されていないのではないかなと考えますが、その点についてお考えをお聞かせいただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 ごみの減量化には、発生抑制というのは3Rの一つでございます。当然、発生抑制

しようと思ったら、今回の粗大ごみで、なぜ有料化させていただくのかということなんですけど、粗大ごみといいますと、ほとんど耐用年数のある長期に使えるものをごみとして処分することです。これ、有料化することによりまして、当然、今、捨てようかなと思って、もう少し有料やから、修繕して使おうとか、そのまま使おうとかという形で、できるだけごみの発生抑制になるということで、一般家庭からは、そういうことを考えるところでございます。

あと、問題になりますのは、容器リサイクルの関係でございます。ペットボトルとかプラスチック類なんですけども、それについては、国の方でも容器リサイクル法という形で定めておりまして、発生抑制と、あとリサイクルを推進すると、そういうような総合的な対応で、ごみの抑制を図りたいと考えております。今回の条例の中では、そういう形の一般家庭から排出される粗大ごみについては、有料化によって抑制されるのではないかとということで、条例化させていただいた次第でございます。

以上です。

中原委員 私がお聞きしたことにお答えいただけないように思うんですけども。私がお聞きいたしましたのは、生産者の責任の問題であります。今お答えになったのは、出す側の問題でありまして、考え方はすべて否定はできないと思っているんです。先ほどお話された中で、粗大ごみなんかで使われるものも、ぼんぼん出すということよりは、有料化することで使えるものを繰り返し使っていこうという、そういう発想になっていくことも当然ありますので、発想をすべて否定するわけではありませんけれども、私の質問に正面から答えたいと思います。

私が問題にしていったのは、生産者の責任の問題であります。この点について、もう一度お聞かせいただきたいというのと、先ほど3Rということで、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)が、今はそれに何かまた2つつけ加わってるようですけども、この中で一番大事なのはリデュースやというふうに言われているわけですね。リデュースというのが生産者の責任なわけじゃないですか。いろいろ研究されてよくご存じだと思うので、こんなことを繰り返して言うのはおかしいかもしれませんけれども、リデュースという、ごみになるものを減らすということについて、どのようにお考えか、お聞かせいただけますか。

白井住民部長 生産者責任というような難しい議論ありまして、行政は、あくまでもごみを出されたものを適法に収集して処分せよという、それが義務づけられている問題。そうしたら、

生産者責任は何かといいますと、まず生産したものについて、いかにリサイクルしやすい製品をつくるのかということが第1点と、もう1点が、リサイクルにかかる経費を今行政が負担しておりますけれども、それを生産者が負担するか、その2点に尽きるのかなと思います。その両方の問題につきましては、今まだ法的にも、まだ生産者責任の問題については、まだ100%改善した、また法制化されたものではありませんけれども、できるだけそういう方向に流れているということがございます。一番典型的な例が、リサイクル法かと、また、自動車とか、家電関係がそういう形で特別法としてされておりますけれども、そういうところが徐々に効果が発揮してきて、生産者として間接的な責任を負う形になっていくのではないかと考えるところでございます。

以上です。

中原委員 自治体としても、はっきり言いまして、ごみ行政に関しては、国のごみ行政の失敗を押しつけられているというふうに私は考えておりますので、限界もあると思いますし、ええ迷惑やと、各自治体にしたらね、そういうふうに私は見てますけれども。自治体にとって、皆さんがいろいろ苦勞されるのはわかるんですけども、それを結果として、住民に負担を押しつけるということになってはいけないと考えますし、この問題は住民に負担を押しつけることでは解決されないと思うんです。委員会の中でも少し話しまして、白井部長は否定されましたけれども、有料化に伴って、一たんはごみが減ると。そやけど、またふえてきているところがたくさんあるやないかと。やっぱり、もともと発生するごみ自体をどう減らすんかということとか、先ほど白井部長が言われたリサイクルの費用を業者に求めていくというようなことをね、根本的にそういうところから考えていかないと、住民に負担を押しつけるというやり方で、切り抜けられるような問題ではないと思うんですけどもね、そのあたりについては、どういうお考えでしょうか。

白井住民部長 ごみの問題につきましては、なかなか難しい問題を抱えておりまして、おっしゃるとおり、生産者責任をもう少し追及すべきではないかということもあります。それについては、大阪府の町村長会の中でも要望事項の中に出ているところでございます。それが最終的には国の方の政策を待つ必要があるのかなと思うわけなんですけども。ただ、今の現状の考え方としては、先ほど言いましたとおり、排出されたごみをいかにして収集して、適法に処理するかという形が、各市町村に義務づけられた固有の事務ですので、それを安く、そしてサービスの内容を充実した行政の内容にするのが、私らの責任かなと考えるところでございます。

こちらの方としても、できる限り、ご質問いただいた内容については、早期に実現できるように、いろんな関係機関の方にも働きをかけていきたいなと思うんですけども、現実の議論といたしましては、毎年、4億円程度、ごみ経費にかかっておりますので、それをいかにして圧縮するか。それにはいろいろ手数料をいただく方法もありますし、またいろんな方法もあると思います。ただ、今回のごみの手数料の考え方としては、住民に負担をすべて転嫁するのではなくて、ごみを出す人、出さない人の不公平感を解消しようという考えのもとでやっているところがございますので、その辺ちょっとご理解願いたいなと考えております。

中原委員 結構です。

川端委員長 よろしいですか。

奥野委員 済みません。何点が質問させていただきます。

この資料は、先日、行革委員会の際にいただいた資料もちょっと参考に照らし合わせて、中を見させてもらったんですけども、その中で、ちょっと何点が質問させていただきます。

まず1点目ですけども、条例の一番最後の附則ですけど、19年4月1日から施行するという内容になっているかと思っておりますけれども、行革の資料のところでは第1期実施計画で、19年度の下半期以降に実施を予定するという内容ですので、10月以降の実施であるのかどうか、その1点、確認をさせていただきます。

そして、2点目、この条例化の中には細かいものまで出てないんですけども、今回の収集の体制について、今までじゃなくして、電話で申し込んだら、1週間以内に収集体制をするというような内容になってたかと思っておりますけれども、その辺の内容の確認、2点目をお願いします。

そして、3点目に、古紙、パック、古着類ですか、これ、各種、いろんなPTAさんを初め団体で廃品回収等でいろいろやられているわけですけども、それに伴って、今まで報奨金支給制度というのがあったわけで、今はそれを廃止していますけれども、PTAさん初めの各活動の資金の大きな資金になっているわけですけども、これをやることによって、再度復活することによって、かなりの減量化が促進するんじゃないかというふうに思っていますので、その辺の財政的なこともありますけれども、どういうふうに検討されているのか。

それと、もう1点、この前、私、行革のときにメモったのが、ちょっと確かじゃないん

ですけれども、もう一度、これは確認ですけれども、第2期実施計画として、家庭系の可燃ごみの実施時期という内容なんですけれども、私、メモっているのは、21年度ぐらいから検討されているというふうにメモをしたんですけれど、その辺の再度、年数をお願いいたします。

それとあわせて、このメモも、ちょっと確かじゃないんで、もう一度確認ですけれど、事業用のごみの有料化というのは、20年度というふうにメモっているんですけれど、今回、19年度の中に入っているわけなんですけれど、年度は19年度で間違いはないと思うんですけど、その辺も確認したいと思います。

幾つもあれですけど、最後に不法投棄、今回どれだけのものがされるかというのが、まだまだわかりませんが、昨日の説明の中では、罰則規定は設けてないけれど、警察に告発するというふうな内容だけの説明でありましたが、今後、その辺の罰則規定等の細かいものをお考えであれば、その辺お示しいただきたいと思います。

済みません。5点ありましたかね。

川端委員長 6点やね。お願いします。

白井住民部長 まず、1点目の今回の改正の内容の施行時期なんですけども、この附則に書いてますとおり、粗大ごみ並びに不燃ごみの収集手数料については、20年度、すなわち20年4月1日から、準備期間の関係ございまして、1年先でございます。それ以外については19年4月1日でございます。そして、手数料をいただくものといましては、家庭から排出される臨時ごみの収集運搬手数料並びに事業系の処分手数料、産業廃棄物の処分手数料、この3点については、19年4月1日から改正させていただいております。

あと、粗大ごみにつきましては、収集体制の問題ですけども、これは今回の有料に合わせまして、今まで、申し込み制の翌月収集となっていたわけなんですけれども、それを申し込んでから約1週間以内に収集する、これも有料化に合わせて実施したいという形でご説明申し上げましたので、平成20年4月1日から実施したいと考えているところでございます。

あと、古紙、紙パックの集団回収の報奨制度について、現在、補助制度が中断しているところでございます。それについては集団回収によりまして、より一層リサイクルが図られるのではないかと考えておりますので、その制度の復活については財政サイドの方と、今、協議させていただいているところでございます。

あと、家庭ごみの実施計画の第2段階の実施の時期なんですけども、それにつきまして

の考え方といたしましては、今回の措置を行って、どのくらいごみが減るのかという見きわめた上で実施したいという形でご説明いたしております。今回の計画どおり行いますと、20年度ぐらいから効果が出てまいりますので、ほぼ出そろうのが、そして減量のデータが、19年、20年で出てまいりますので、それらを総合的に判断しますと、平成21年ごろが、有料化をするかしないかの判断時期かなという形で説明させていただいた次第でございます。

あと、事業系のごみの実施時期については、最初ご説明いたしましたので、そのとおりで、19年4月1日から行う予定でございます。

あと、不法投棄対策なんですけども、今回の条例の改正の中で、資源ごみの持ち去りについては禁止する、すなわちごみは町のものであるということの条例改正を予定しているところでございます。資源物ですので、空き缶、空き瓶とか、あと、古紙とか、いろいろあるわけなんですけども、それは家庭から出されたごみは町のものとして、持ち去りについては禁止する。そして、今回、罰則規定は設けておりませんが、警察の告発等目に余るものについては告発したいということで、今後考えているところでございます。

不法投棄の問題については、これは町の罰則よりか、国の方でそういう廃棄物の規制法令がありまして、その中に罰金とか懲役刑が定められておりますので、それが警察の摘発、告発において、最終的にはその法律が適用されて、刑罰が適用されると、そういう状況でございますので、そういう内容で進められておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

奥野委員 もう一度、今、一番最後の警察に告発して、国の法律によって言われたとこ、もう一度ちょっと、わかりにくかったので、お願いします。

白井住民部長 資源ごみと一緒にして説明申し上げたとおり。資源ごみについては、持ち去り禁止だけを、今回、条例化したものでありまして、罰則規定は設けられておりません。

もう一つご質問いただいております不法投棄については、国の一般廃棄物の処理に関する法律ございまして、その中に不法投棄禁止という形の条文がございます。その規定の中で、不法投棄した者に対しては、何年以下の懲役または罰金にするという形で、刑罰が明記されておりますので、それが適用されるという内容でございます。

以上ですけど。

奥野委員 はい、わかりました。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

反保副委員長 粗大ごみの件ですけど、現状では岬町は非常に財政が緊迫しているという中で、実際に粗大ごみなんかの場合は、岬町外へ出ていっているご子息さんなり、あるいは結婚されて町外へ出ていっている家庭の方から、岬町はただやからということで、たくさんの粗大ごみが流入しているという現実をよく聞くんですけど、実施時期なんていうのは、こういうごみの場合、私、無料のところは、今まで住んではなかったんですけど、やはりこういう実施時期は、こういうごみに関しては早い方がいいようには思うんですけど。21年度に実施されるような計画があるとのことですけど、こういうのは周知徹底さえすれば、早く告知をすれば、早い時期に持っていけるのではないのかなと思うんですけど、いかなものでしょう。

そして、もう一つ、生産者責任と中原委員言われてましたけど、私は実際にメーカーで勤務しておったんですけど、平成10年ごろにはそういう販売した商品は、すべてメーカー責任で引き取りはありました。でも、大きな有償で、大体100キロで1万円、私らの会社でいてましたときは、大体トラックは、ごみというか、商品の引き取りに走って、大体商品の買われた方が負担するのは、大体7万円前後の負担を既に、平成10年ごろにはいただいてました。だから、生産者責任は実際にされてるところと、されてないところがあるんでしょうけど、されてるところの方がメーカー側は多いと思うんですけど。というふうに、先ほど聞いてましてね、やっぱり販売したところは、結構引き取りというのは十分に引き取り事項はありましたし、当然、有償で、大体私らの勤務しておったところは、1社当たり7万円ぐらいがお客さんの方の負担でいただいてました。だから、事実あるということも、一応私メーカーの方で、生産者側でありましたんで、あえて発言させてもらいます。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 まず、1点目の家庭系ごみの有料化の時期なんですけども、担当者の考え方としては、できるだけ早期に導入したいという考え方を持っていることは事実でございます。基本的な考え方の中でも説明させていただいたとおりですので、本来でしたら、今回あわせて一緒にしたいなと思ってたわけなんですけども、いろいろ事情等ございまして、そういう形で2段階に分けた次第でございます。

できるだけ、ごみの排出量の動向というんですか、それを注視いたしまして、それを減量化のスピードが遅いという形で、判断できた段階では、できるだけその減量化をより一

層進めるためには、家庭ごみのも有料化というのは、一番有効な手段と考えておりますので、それは時期については検討してまいりたいなと考えるところでございます。

もう1つ、生産者責任の件なんですけども、ちょっともう少し細かく話しますと、まず、行政側の方に課せられていますのは、家庭から排出される一般ごみの収集と処理でございます。事業活動に出てくる事業系のごみについては、あくまでも、前も言いましたとおり、事業者が責任持って処分すると。それは当然、処分費は事業者が負担してもらうという形になってございますので、その考え方は当然同じと考えております。まだ、一般廃棄物にならない産業廃棄物についても、当然、事業者が処分するについては、責任を負うとなっております。これも原則でございますので、そういう考え方を持ちまして、ごみについては、できるだけ買ったところで処分していただきたいという形で、こちらの方からお願いしているところでございます。しかし、今そういう形での個人では処分できない事業系か一般系かの区別つかないごみというのはたくさんございますので、そういうごみについてはいたし方なく、こちらの方で引き受けしているのが実態ですので、それらのところもありまして、生産者責任の、やはりきちとした法制化が必要かなと考えておりますので、それについては、いろんところで働きかけて、早く実現してまいりたいなと考えているところでございます。

以上です。

川端委員長 よろしいですか。

反保副委員長 ありがとうございます。

川端委員長 質疑、意見はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 質疑、意見はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対討論ですか、どうぞ。

中原委員 今いろいろお聞かせいただきましたけれども、白井部長の説明の中で、今回、この条例を出してきた目的について、不公平感の解消やというお話が出てきました。また、別の場では、ごみの減量化なんやというようなことも出てきて、一番の目的は減量化ということだと思っておりますけれども、いろいろなお話を聞いていると、突き詰めていくと、コスト面のことに収束していくのかなという感じで、それやったら率直にコスト面のことを問題に、初めからされたらええのにと感想を持っておるんですけれども。

今回の生産者責任の話ですね、いろいろ出ておりますが、白井部長は、いろいろ研究されておるでしょうから、海外の例なんかもよくご存じだと思っておりますけれども。海外では、生産者責任が大きな流れになっていると。日本では、いろんな財界の抵抗があってという部分があるようではありますが、とても大きな流れとは言えない状況であります。そんな中で、白井部長も、いろんなところに働きかけをして、生産者責任についても明確化することについて、働きかけていきたいと言っておられたので、その態度については評価しますが、現時点では、この条例では根本的なごみの行政ですね、こういうことに対しての解決や見通しが立っていないと。それを住民に負担を押しつけるということで切り抜けようとしていると。そういう態度について誤りだと考えますので、反対いたします。

以上です。

川端委員長 ほかに賛成討論ございませんか。

田島委員 今回、本当は、修正で僕の考え持っていきたいんですけど、やはりし尿とか上下水、ごみ問題については、やっぱり受益者負担の公平性の確保をするために、今回、やむを得ず、まして、町長答弁の財政事情から見たら、岬町つぶすわけにいかないので、とりあえず、一般会計の部分について認めざるを得るので、また賛成は仕方なしですけども、来期、第2弾の有料時に、また白井部長と手数料の会計処理の事務手続について議論したいので、第1段階としたら、財政事情から見たら、やむを得ず賛成したいと思います。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第124号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第124号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。

これで、事業民生委員会を閉会いたします。

(午後3時08分 閉会)

(午後3時08分 閉会)

川端委員長 引き続き、事業民生委員会協議会を開会いたします。

報告事項が2件ございます。

まず、産業集積促進地域の指定について、担当課より報告をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 資料の36ページをごらんください。

産業集積促進地域の指定につきまして、報告をさせていただきます。

本件につきましては、12月1日の空港対策特別委員会の方でも報告させていただいた内容でございますが、企業立地を促進するため、産業集積促進税制の対象となる産業集積促進地域の指定につきまして、大阪府と、これまで協議を進めてまいりましたが、このたび関西電力多奈川第一発電所跡地(多奈川臨海地区)と関西国際空港二期事業土砂採取跡地(多奈川東畑地区)が、大阪府の産業集積促進地域として指定されました。

産業集積促進地域の指定地区でございますが、岬町多奈川臨海地区、関西電力多奈川第一発電所跡地につきましては、資料の37ページ、図1の範囲が指定されており、製造業、物流関係産業の集積を促進する地域と考えております。

次に、岬町多奈川東畑地区食の加工ゾーンにつきましては、同じく資料37ページの図2の範囲が指定されており、食料品製造業、飲料、たばこ、飼料製造業の集積を促進したいと考えております。

指定につきましては、平成18年10月31日となっております。

指定に伴う優遇措置でございますが、2点ございます。まず、不動産取得税の軽減についてですが、対象者、対象不動産など一定の要件を満たす場合に、対象不動産の取得に係る不動産取得税2分の1に相当する額を軽減する内容となっております。

次に、産業立地促進融資につきましては、岬町多奈川東畑地区食の加工ゾーンが適用対象となりますが、当該産業拠点に適合した産業施設の立地を行う場合に、10億円を限度として、年1.5%で融資が行われる内容となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

川端委員長 ただいまの報告に対して、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田(勝)委員 関西電力の土地、第一発電所のここについては、一応、大阪府と協議を進めまし

たと書いてますが、関西電力が、これはこういう指定してもええということ、話になったんで、したと思うんですけど、あれですか、電力会社としたら、岬町が企業誘致することについて、この土地の権利ちゅうんか、あんなんは岬町にお任せしますとか、そんな話になっているのかな。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 関西電力のこの範囲の指定、それから指定内容につきましては、既に関西電力さんと協議の上、同意をいただいて指定した内容でございます。この関西電力跡地の企業誘致につきましては、町もちろん、関西電力さんも企業誘致に努力いただけるというふうに聞いております。

以上です。

和田（勝）委員 関西電力も企業誘致に協力してくれるということになったようですか。

川端委員長 よろしいですか。

奥野委員 先日の一般質問の中でも、私、土採りの跡地のことで、市街化調整区域の中でどういう業種のものができるかという質問させていただいたんですけど、今回の資料の中に、立地促進業種として書いていただいているわけですけども、思わないいろんな業種があるのかなというふうに、改めて見てるわけですけども。空対委員会、私、メンバーでもないんですが、次回のときに参考に、新たに立地促進業種として、何々業となっていますけれども、もっと細かくいろいろあるかと思うんですが、そういう参考資料が出していただけるなら、参考にさせていただきたいなというふうに思うんですが、資料を出していただくことはできないでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 跡地の指定業種につきましては、この産業立地促進地域の指定については、産業分類の中分類により明記することとなっております。食のコンセプトといたしまして、食料品の製造加工の集積を目指すということから、関連業種の立地を促進するというところで、今回、このような業種指定となっております。この分類内容につきましては、産業分類の分類によりなっておりますので、その分類表につきましては、改めてまたご提示させていただきたいと思っております。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 出していただけるということですね。

川端委員長 これで質疑はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ただいまの報告については、ご確認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、開発協議等の進捗状況等について、担当課より報告をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 38ページと39ページをご参照ください。

開発協議等の進捗状況について、ご報告させていただきます。

整理番号1、開発場所は淡輪地区のみさき公園から大阪側に約500メートルのところ
で、現在のホテルリングのところでございます。事業主は近畿住宅建設株式会社、敷地面
積6,671.06平方メートル、開発の概要ですが、共同住宅147戸で、現在、事前
協議中でございます。

以上でございます。

川端委員長 ただいまの報告に対して、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、この報告についてもご確認いただいたということにさせていただきます。

一応、以上、報告事項も終わりましたけども。

芦田福祉部長 突然ですけども、きょうは1回しかしゃべってないということではないんですけれ
ども、資料はございませんが、1件報告事項がありますので、報告させていただいてよろ
しいでしょうか。

川端委員長 はい、どうぞ。

芦田福祉部長 案件につきましては、淡輪保育所の重油漏れ事故にかかわる住民説明会のことにつ
きまして、途中経過を報告させていただきたいと思います。

ことしの3月に第1回目の住民との話し合いを行いました。そのときにはさまざまな要
望が出て、和解の提案まで行かなかったわけでございます。18年度の当初予算では、こ
の重油漏れ事故に対応する清掃委託料等については計上してなかったんですけども、住
民の方から引き続き清掃せよということでもありましたので、6月議会で補正予算を計上
してきたところですよ。住民との3月の話し合いの中でも、一応夏を過ぎた秋ごろに、もう
1回、水質検査を行って、その結果を持って話し合いをするということが約束としてあり
ましたので、この10月29日に淡輪保育所の方に集まっておきまして、住民との話
し合いを持ちました。

ここでは、前段では、その清掃のやり方とか、あるいは淡輪保育所を重油を使わずに、
全部エアコンにしたらどうかとかというような話でしたけれども、エアコンの話については

約1,500万くらい、それは設備投資でかかるということで、ちょっと困難であるという回答をしてきております。

それで、後半の方では具体的に、具体的にじゃありませんけども、和解方式に移行したいという提案をしました。そのときに出席されておられた5人の方の中で意見が分かれましました。和解方式、賛成ではないけども、やむを得ないという方が、具体的に2人出てこられましたけれども、残りの方については、まだ話を始めて、第1回目が3月で、まだ半年しかたっていないと。それと、井戸の清掃の中身についても、きちんと、たわし等でこすってほしいという要望がありまして、今回、上半期でも井戸の中に業者の方が入っていただいて、きちんとたわしでこすったり、やったりしたんですけども、まだその成果というのは、もう少し見てみたいということ、そういう2つの意見が分かれましましたので、もう半年、この清掃を続けると。来年の3月までやりまして、その結果の水質検査をもって、再度、来年の4月か5月、水質検査の結果が上がってすぐに、もう1回、話し合いを持ちたいというところで分かれております。

今回の10月の話し合いについては、前進したところにつきましては、具体的に町の方が和解方式をとりたいという形で提案をした。それがかなり冷静な形で受けとめられたということと、2名の方でありますけれども、それもやむを得ないなという賛成の意見が出てきたということでもあります。

残りの3名の方については、もう少し様子を見たいということですので、この半年、残り半年間の清掃の結果をもって、来年の4月には、町が考えている和解方式、具体的な補償基準等を提案していきたいというふうに考えております。

なお、清掃の費用につきましては、6月の補正予算の方で、清掃委託料については12月まで、それから水道等の町の負担については来年の3月までの予算という形で組まさせていただきます。ところが、清掃、来年の3月まで実施しなきゃならないということで、費用がその分要るんですけども、6月の補正予算の中で、計算しておりました回数等も、雨等でちょっと若干ずれておりますし、それから、8月までの水質検査の結果以降、9月、10月は清掃を休んでおります。その2カ月分を来年の1月から3月分までの清掃費用に回すということで、今回補正は計上いたしておりません。

そのような状況ですので、もう半年の清掃後、来年の4月に再度住民の方と話し合いを持って、円満に和解方式で解決を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

川端委員長 ただいまの報告に対して、委員の皆さん、何かございますでしょうか。

田島委員 ご苦労さんでした。たわしでこすれと言うてきたわけやな。たわしでこすって、言うたら悪いで。するんやったら最初から、あれは何年や、平成、あの時分にこすっちゃうけども、2人の人と、それだけ和解に応じるというのはありがたい話やけど、あとの部分について、どうやろうな、最終的には、今、部長言うたとおりの時期に、ある程度強行に和解にいかんと。微生物のある分は解決したん。油のあれは。あれはまだ結果出てない、出た。期待でけへんやろ。

最終的に、5名の方で、2名が和解にええわという考えになっているよってに。あと3名、ちょっと強力的にして、ぶっちゃけて、これ以上誠意尽くせませんわと。そしたら、おたくの方で何らかの手を打ってくださいと。法的にやで。そうしてくださいと。でないと、また予算組んだら、また僕、また質問入るし。ようけしんどいし。業者にたわしでこすらすというようなこと、やめてほしいんでね。

町長に言うときますけども、最後の法的手段とらんと、いつまでもずるずる、5名のうち5名が解決してもらわんと、1名だっただけずっと引っ張らな、ない予算使いますからね。水道料金の立てかえは4件減るけども。そういうことで、町長、来期はひとつ解決してください。

石田町長 私ども、議会の皆さん方の応援があれば、何でもどんどんやっていきますので、矢は皆さんで受けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

川端委員長 よろしいですか。

ほかにもうございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、これで事業民生委員会協議会を閉会いたします。

長時間ご苦労さまでございました。

(午後3時27分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年12月7日

岬町議会

委員長

川端 啓子